構造細目共通図（建築構造物）

＜ 平成３０年版 ＞

※ 本図面は(一社)全国上下水道コンサルタント協会が著作権を有するものである。
使用にあたっては、上記協会への使用届いの提出と、配布番号の記載が必要である。
枠外右下の【協会員番号】と【配布番号】の記載が無い図面は無効とする。

1　特記事項

1．1　適用範囲

（1）本構造細目共通図は下水道施設における処理場、ポンプ場の建築構造物に適用する。

（2）図面及び構造細目共通図に記載されていない事項は、下記に基づくものとし、
これらに相違がある場合は監督職員に確認し指示を受ける。

1）建築工事特記仕様書	（別紙による。）
2）建築工事一般仕様書	（平成　　年版）
3）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部	（平成 28 年版）

（3）項目は、⊙ 印のついたものを適用する。⊙印のない場合は、※ 印のあるものを
適用する。⊙ 印と ※ 印のある場合は、共に適用する。

1．2　鉄筋の仕様

鉄筋の種類及び継手は1．1表による。

1．1表　鉄筋の種類及び継手

	種　別	径
鉄筋の種類	SD 295A	※D16以下
	SD 345	※D19以上
鉄筋の継手	重ね継手	下記以外
	ガス圧接	※D19以上、D29以下 の柱、梁主筋
	機械式継手	・図面による。

1．3　コンクリートの仕様

コンクリートは1．2表による。

1．2表　コンクリートの仕様

分　類		コンクリート種別	設計基準強度 (N/mm²)	スランプ (cm)	セメントの種類
鉄筋コンクリート	地上	※普通　コンクリート	※24	※ 18	※普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB
	地下 基礎、基礎梁	※普通　コンクリート	※24	※ 15	※普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB
無筋コンクリート		※普通　コンクリート	※18	※ 15	・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB

注1：無筋コンクリートには捨てコンクリートを含む。

1．4　砕石及び捨てコンクリート

砕石及び捨てコンクリートの厚さは、特記がなければ1．3表による。

1．3表　砕石及び捨てコンクリートの仕様

種　別	厚さ (mm)
砂利または砕石	※ 60
捨てコンクリート	※ 50

2　共通事項

2．1　記号及び符号

設計図中で使用する記号及び符号は、2．1表及び2．2表を標準とする。

2．1表　鉄筋の断面表示

径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
記　号	●	×	⌀	●	○	⊙	⊠	◎

2．2表　一般凡例

記号・符号	内　容	※印の説明及び注意事項
F※	フーチング断面種別	※　番号
※1C※2	柱断面種別	※1 階数 ※2 その階の番号
※1G※2	大梁断面種別	※1 階数、地中大梁はFとする ※2 その階の番号 X方向1，2，3－－－－ Y方向A，B，C－－－－
CG※	片持大梁断面種別	※　番号、階別区分はしない
※1B※2	小梁断面種別	※1 地中小梁のみFとする。 ※2 階別区分はしない 地中小梁を除く
CB※	片持小梁断面種別	※　番号、階別区分はしない
※1W※2	壁配筋種別	※1 E：耐震壁，K：階段壁 D：土圧、水圧を受ける壁 ※2 階別区分はしない 壁厚（cm）
※1S※2※3	床版配筋種別	※1 片持床版のみCとする ※2 床版厚（cm） ※3 配筋種別（英大文字） 階別区分はしない
※1K※2	階段の配筋種別	※1 A：片持床版形 B：二辺固定床版形 ※2 配筋種別（数字） 階別区分はしない
CB※	コンクリートブロック壁	※　壁厚（cm）
▨	打ち増し箇所	
▧	梁・床版の上がり下がり	一般には基準FLよりの＋、－に 応じた凡例により表示
(※)	床用積載荷重	積載荷重の値　（kN/m²)
STP	あばら筋、スターラップ	梁、基礎梁、小梁
HOOP	帯筋、帯鉄筋、フープ	柱
S.HOOP	スパイラル筋、らせん筋	柱
幅止筋	幅止め筋	柱、梁、壁
組立筋	組立て筋	床版、底版

2．2　一般注意事項

（1）設計図は監督職員の承諾を得なければ変更してはならない。
変更の必要を生じた場合は、監督職員と協議すること。

3　鉄筋の折曲げ加工

鉄筋の折曲げ加工は、3．1表及び3．2表を標準とする。

（1）Dは、折曲げ内法直径を示す。

（2）dは、鉄筋直径（呼び名）を示す。

3．1表　鉄筋の折曲げ形状及び寸法（末端部）

曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径（D） SD295A SD345 D16以下	D19～D38	使用箇所
180°	4d以上	3d以上	4d以上	柱、梁の主筋 杭基礎のベース筋 D16以上の鉄筋
135°	6d以上	3d以上	4d以上	D13以下の鉄筋 あばら筋、帯筋、 スパイラル筋
90°	6d以上	3d以上	4d以上	T形及びL形の梁の あばら筋
135° 90°	4d以上 4d以上	3d以上	4d以上	90° 135° 幅止め筋

（注）1．片持スラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを
用いる場合は、余長を4dとする。
2．90°未満の折曲げの内法直径は図示による。

3．2表　鉄筋の折曲げ形状及び寸法（中間部）

曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径（D） SD295A SD345 D16以下	D19～D25	D29～D38	使用箇所
90°以下		3d以上	4d以上	－	あばら筋、帯筋 スパイラル筋
		4d以上	6d以上	8d以上	その他の鉄筋

4　異形鉄筋の末端部

4．1　フックを設ける位置

異形鉄筋の末端部には、4．1表によりフックを設ける。

4．1表　フックを設ける位置

部　位		継手方式 重ね継手	圧接継手	備　考
柱	四隅の主筋	——	1）最上階の柱頭部	4．1図の ● 印 8．1図参照
	上下階の柱断面が異なる場合	——	1）下階の柱主筋を引き通すことができない柱頭部	4．1図の ● 印 8．2図参照
	帯筋(HOOP)	1）末端部 2）継手部	1）末端部	9．1図参照
梁	あばら筋 (STP)	1）末端部 2）継手部	1）末端部	11．1図参照
杭基礎	独立フーチング基礎の底筋筋	1）末端部 2）継手部	1）末端部	20．1図参照
煙突の鉄筋		1）末端部 2）継手部	1）末端部	壁の一部となる場合を含む
幅止め筋		——	——	3．1表参照

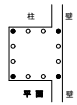

4．1図　異形鉄筋の末端部

5　鉄筋のかぶり及び間隔

5．1　かぶり厚さ

かぶり厚さとは、一番外側の鉄筋（幅止め筋、組立筋を除く）の外面から躯体面
までの距離（5．1図）をいう。
鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上を確保し、最小かぶり厚さに許容
施工誤差10mmを加えた厚さ以内に納めるものとする。

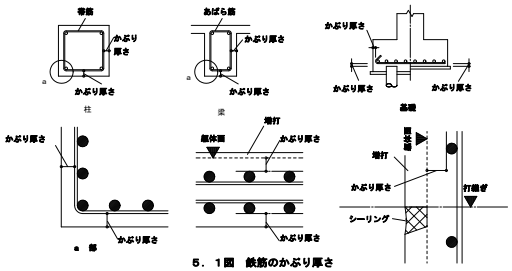

5．1図　鉄筋のかぶり厚さ

5．2　最小かぶり厚さ

最小かぶり厚さは、5．1表による。

（1）床版、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨てコンクリートの
厚さを含まない。

（2）柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1．5倍以上と
して最小かぶり厚さを定める。

（3）溶接金網にも適用する。

5．1表　鉄筋の最小かぶり厚さ(mm)

構造部分の種別 ＼ 塩害区分		※ 通常の施工の場合	・塩害対策を必要とする場合
一　般	床、耐力壁以外の壁	30	40
	柱、梁、耐力壁	40	50
	底版	40	50
土、水に接する部分	柱、梁、床、壁	40	50
	底版、基礎	60	70
煙突等高熱を受ける部分		60	70

1：打継目地部分は目地底より最小かぶり厚さを確保する。
2：杭基礎の場合の最小かぶり厚さは、杭天端からとし、「21 杭基礎の補強」を参照。
3：仕上なしの場合を標準とする。

5．3　鉄筋相互のあき

鉄筋相互のあきは、下記の最大値のもの以上とする。ただし、機械式継手及び溶接継手の
場合のあきは特記による。

（1）粗骨材の最大寸法の1．25倍

（2）最小のあき25mm

（3）隣り合う鉄筋の平均径（呼び名の数値）の1．5倍

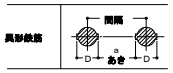

（注）D：鉄筋の最外径
d：鉄筋直径（呼び名）

5．2図　鉄筋相互のあき

5．2表　鉄筋径と鉄筋間隔の関係一覧

鉄筋径 (mm) 鉄筋径 d	最外径 D	鉄筋相互のあき：a (1) 粗骨材×1.25	(2) 最小あき	(3) 鉄筋径×1.5	最小鉄筋芯間隔 a＋D
D10	11	31mm ［粗骨材最大径25mmの場合］	25mm	15mm	42mm
D13	14			20mm	45mm
D16	18			24mm	49mm
D19	21			29mm	52mm
D22	25			33mm	58mm
D25	28			38mm	66mm
D29	33			44mm	77mm

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名　称	構造細目共通図（建築構造物）（1）		
縮尺	NONE	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	S-01

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い－27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

6　鉄筋の継手及び定着

6．1　継手及び定着

6．1．1　鉄筋の重ね継手

（1）鉄筋の重ね継手の長さは、6．1表による。

（2）径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。

（3）主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは40dとする。ただし、SD390、SD490を使用する場合は特記による。

6．1表　鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm^u2）	L^dl（フックなし）	L^d'da（フックあり）
SD295A	24，27	35d	25d
	30	35d	25d
SD345	24，27	40d	30d
	30	35d	25d

（注）1．L^dl、L^dl^dh：フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ

2．フックありの場合のL^dl^dhは、6．1図に示すようにフック部分Lを含まない。

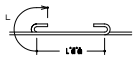

6．1図

6．1．2　継手の特記事項

（1）継手は、極力応力の小さい位置に設ける。

（2）異種径の鉄筋をガス圧接する場合は、鉄筋径の直近の範囲内とする。

6．1．3　鉄筋の定着

（1）鉄筋の定着の長さは、6．2表による。

6．2表　鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm^u2）	フックなし L^dl	フックなし L^d2	フックなし L^d3 小梁	フックなし L^d3 スラブ	フックあり L^d'da	フックあり L^d2^da	フックあり L^d3^da 小梁	フックあり L^d3^da スラブ
SD295A	24，27	35d	30d	20d	10d かつ 150mm 以上	25d	20d	10d	—
	30	35d	30d			25d	20d		
SD345	24，27	40d	35d			30d	25d		
	30	35d	30d			25d	20d		

（注）1．L^dl、L^dl^dh：2．以外の直線定着の長さ及びフックありの長さ

2．L^d2、L^d2^dh：側面破壊の恐れのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

3．L^d3：小梁及びスラブの下端の直線定着の長さ（基礎側圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く）

なお、片持小梁及び片持スラブの場合は、20d及び10dを25d以上とする。

4．L^d3^dh：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ

5．フックあり定着の場合は、6．2図（イ）に示すようにフック部分bを含まない。また、中間部での折曲げは行わない。

6．1．4　定着の方法

定着の方法は6．2図による。

なお、（ロ）折曲げ定着の梁主筋の柱内折曲げ定着において、仕口内に縦に折曲げて定着する鉄筋の定着長さしが、6．2表のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を6．2表に示すフックなし定着長さとし、かつ、余長を8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを6．3表に示す長さをのみ込ませる。

（注）1．L^da、L^dbは、6．3表の鉄筋の投影定着長さを示し、下記条件を満たすものとする。

・梁主筋の柱内定着においては、原則として柱せいの3/4倍以上

・小梁主筋の大梁内定着においては、原則として大梁幅の1/2倍以上

・スラブの梁内定着においては、原則として梁幅の1/2倍以上

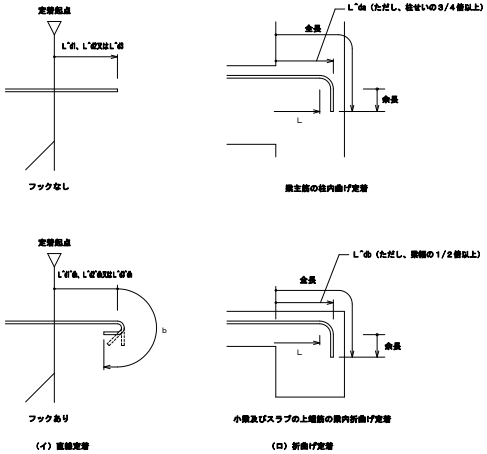

6．2図　定着の方法

6．3表　鉄筋の投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm^u2）	L^da	L^db
SD295A	24，27	15d	15d
	30	15d	15d
SD345	24，27	20d	15d
	30	15d	15d

（注）1．L^da：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ（基礎梁、片持ちスラブを含む。）

2．L^db：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ

（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）

6．2　隣り合う継手の位置及び定着

（1）隣り合う継ぎ手の位置は、6．4表により、a寸法を守ること。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合を除く。

6．4表　隣り合う継手の位置

条件		重ねる場合	離す場合
重ね継手	フック有りの場合	a=0．5L^d'da	a≧0．5L^d'da
	フックなしの場合	a=0．5L^dl	a≧0．5L^dl
圧接継手		—	a≧400mm

（2）溶接金網の継手及び定着

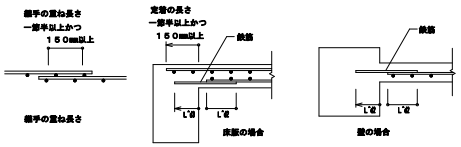

6．3図　溶接金網の継手及び定着要領

（3）スパイラル筋の継手及び定着

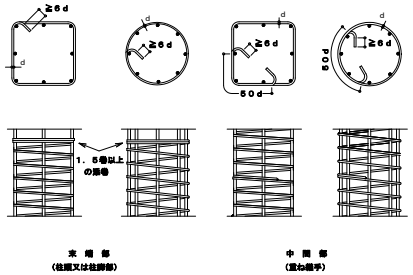

6．4図　スパイラル筋の継手及び定着要領

7　柱筋の継手位置

7．1　継手及び圧接中心位置

（1）柱の継手及び圧接中心位置は、梁上端から50cm以上、150cm以下かつ3／4ho（hoは柱の内法高さ）以下とする。

8　柱筋の継手及び定着

8．1　一般事項

（1）継手長さはL^dlとし、定着及び余長は、8．1図による。

（2）柱頭定着長さL^d2が確保出来ない場合は、図面による。

（3）上下の柱断面が異なる場合の柱主筋の折曲げ及び定着は、8．2図による。

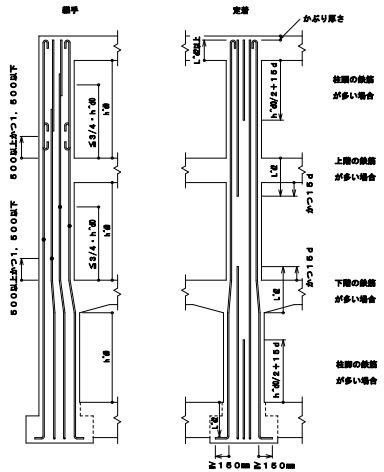

8．1図　柱主筋の継手、定着及び余長

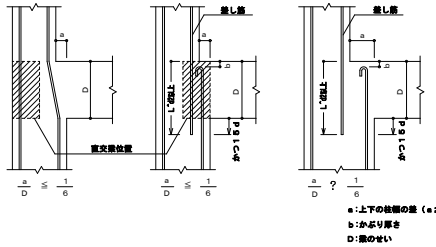

8．2図　上下の柱断面が異なる柱主筋の折曲げ及び定着

9　帯筋

9．1　帯筋の形状

（1）帯筋の形状は、9．1図とし、種別は図面による。図面になければ下記による。

（a）H形を標準とする。

（b）H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W−I形とする。

（c）溶接する場合の溶接長さLは、両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とし、組立前に行う。

（d）SP形において、柱頭及び柱脚の端部は、1．5巻以上の添巻きを行う。

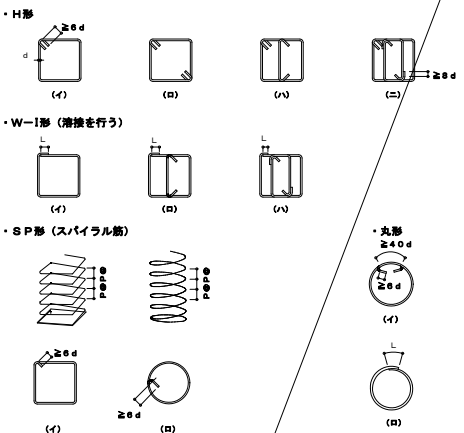

9．1図　帯筋組立の形

9．2　帯筋の割付け

（1）フック及び継手の位置は交互とする。

（2）帯筋の割付けは、9．2図による。ただし、図面にある場合はそれによる。

（3）柱、梁の交差部（パネルゾーン）の帯筋のせん断補強比は、0．2%以上を確保し、補強筋間隔 ≦ 1．5Pとする。

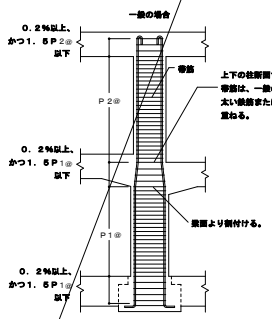

9．2図　帯筋の割付け

柱、梁の交差部の配筋例（0．2%確保）

柱幅(mm)	パネルゾーン
≦500	D10 @125
≦600	D10 @100
≦700	D10 @100
≦800	D13 @150
≦900	D13 @125
≦1000	D13 @125
≦1100	D13 @100
≦1200	D13 @100

※1．5P^d1、1．5P^d2のピッチは150mm以下とする。

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名称	構造細目共通図（建築構造物）（2）		
縮尺	NONE	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	S-02

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い−27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

１０　大梁筋の継手及び定着

１０．１　大梁（基礎梁以外の大梁に限る）主筋の継手、定着及び余長

大梁主筋の継手及び定着の一般事項

ａ．梁主筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことが出来ない場合は、ｂ．により柱内に定着することができる。
ただし、やむ得ず梁内に定着する場合は、１０．１図による。

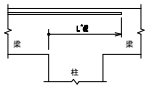

１０．１図　梁主筋の梁内定着

ｂ．梁主筋を、柱内に折曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は、６．１．４による。
上端筋：曲げ下ろす。
下端筋：原則として曲げ上げる。

ｃ．段違い梁は１０．２図による。

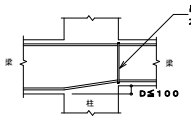

１０．２図　段違い梁

１０．２　ハンチのない場合

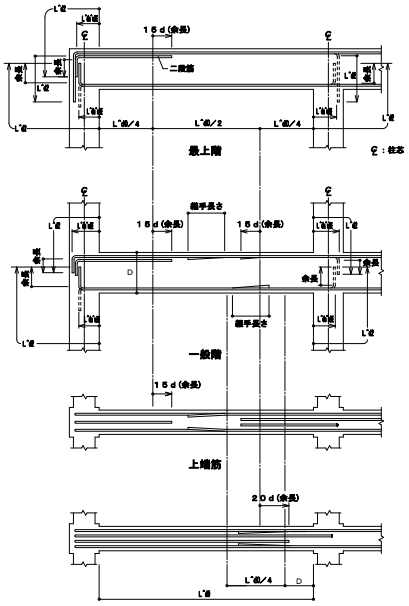

(注)１．継手中心位置は次による。
上端筋：中央L"d/２以内
下端筋：柱面より梁せい（Ｄ）以上離し、L"d/４を加えた範囲以内
２．４．異形鉄筋の末端部で定めた鉄筋には、フックを付ける。
３．━━━━ 印は、継手及び余長を示す。
４．破線は、柱内定着の場合を示す。
※　L"daの数値は、原則として、６．３表の数値かつ柱せいの３／４倍以上とする。

１０．３図　大梁の重ね継手、定着及び余長

１０．３　ハンチのある場合

（１）最上階の場合

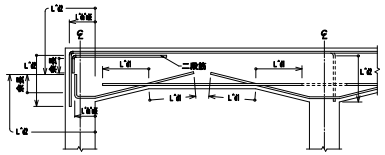

１０．４図　ハンチのある大梁の定着及び余長（最上階）

（２）一般階の場合

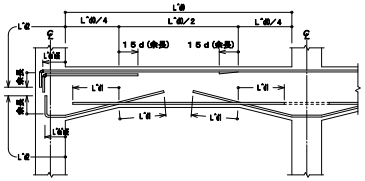

１０．５図　ハンチのある大梁の定着及び余長（一般階）

(注)１．４．異形鉄筋の末端部で定めた鉄筋には、フックを付ける。
２．━━━━ 印は、継手及び余長を示す。
３．梁内定着の端部下端筋が接近するときは、＝＝＝＝＝＝のように引き通すことができる。
４．破線は、梁内定着の場合を示す。
※　L"daの数値は、原則として、６．３表の数値かつ柱せいの３／４倍以上とする。

１０．４　水平段差のある場合

水平段差のある場合

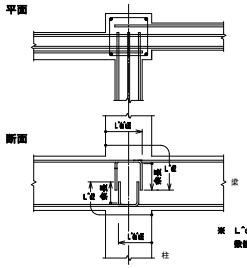

※　L"daの数値は、原則として、６．３表の数値かつ柱せいの３／４倍以上とする。

１０．６図　大梁の定着及び余長（水平段差のある場合）

１０．５　鉛直段差（ｅ）のある場合

（１）ｅ／Ｄ≦１／６の場合

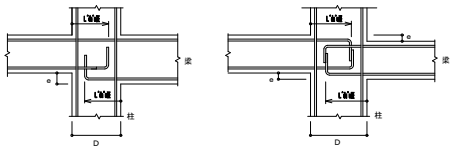

定着の長さは、１０．３図に準ずる
※　L"daの数値は、原則として、６．３表の数値かつ柱せいの３／４倍以上とする。

１０．７図　鉛直段差梁（その１）

（２）ｅ／Ｄ＞１／６の場合

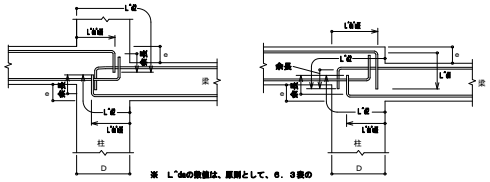

一般階　　最上階

※　L"daの数値は、原則として、６．３表の数値かつ柱せいの３／４倍以上とする。

１０．８図　鉛直段差梁（その２）

１１　梁のあばら筋、腹筋及び幅止め筋

１１．１　一般事項

（１）腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、１５０mm程度とする。
（２）壁梁の場合、腹筋の定着長さ及び継手長さは、L"d2 とする。
（３）土圧、水圧を受ける梁は、図面による。
（４）幅止め筋及び受け用幅止め筋は、Ｄ１０－１０００mmピッチ程度とする。

１１．２　あばら筋組立の形及びフックの位置

（１）形は、１１．１図（イ）を標準とする。
ただし、（イ）によることが出来ない場合は、下記の方法によることが出来る。
ａ．床版が片側に付く場合は、（ロ）又は（ハ）
ｂ．床版が両側に付く場合は、（ロ）～（ニ）

（２）フックの位置
ａ．（イ）の場合は交互とする。
ｂ．（ロ）の場合　床版が片側に付く場合は床版の付く側。床板が両側に付く場合は交互。
ｃ．（ハ）の場合は床版の付く側を９０°折曲げ、８ｄ確保する。
ｄ．（ホ）（へ）の場合は梁の上下にスラブが付く場合でかつ、梁せいが１．５m以上の場合に適用する事ができる。（基礎梁）

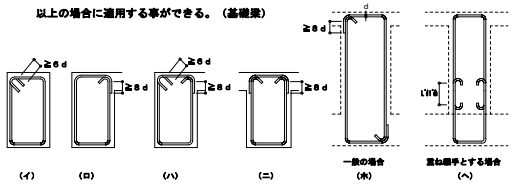

１１．１図　あばら筋組立の形及びフックの位置

１１．３　あばら筋の割付け

（１）間隔が一様でハンチのない場合

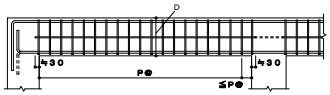

(注)１．あばら筋は、柱面の位置から割付ける。
２．図中のＰ@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

１１．２図　あばら筋の割付け（その１）

（２）間隔が一様でハンチのある場合

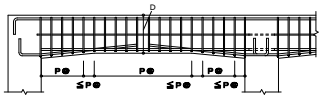

(注)１．あばら筋は、柱面の位置及びハンチに切り替わる位置から割付ける。
２．図中のＰ@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

１１．３図　あばら筋の割付け（その２）

（３）梁の端部で間隔の異なる場合

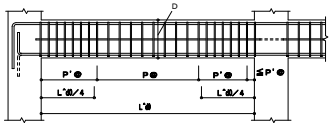

(注)１．あばら筋は、柱面の位置から割付ける。
２．図中のＰ@、Ｐ'@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

１１．４図　あばら筋の割付け（その３）

１１．４　腹筋及び幅止め筋

（１）一般の梁

ａ）　腹筋及び幅止め筋

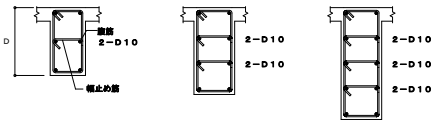

600≦Ｄ＜900　　900≦Ｄ＜1,200　　1200≦Ｄ≦1,500

１１．５図　腹筋及び幅止め筋

（２）特殊な梁
腹筋及び幅止め筋は、図面による。

１２　基礎梁及び底版の継手及び定着

１２．１　基礎梁主筋の継手、定着及び余長

（１）一般事項
（ａ）梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合は柱内に定着する。やむを得ず梁内に定着する場合は、１２．１図による。
（ｂ）梁筋を柱内に定着する場合は１０．１（１）ｂによる。

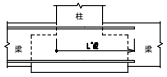

１２．１図　梁筋の基礎梁内への定着

（２）独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長

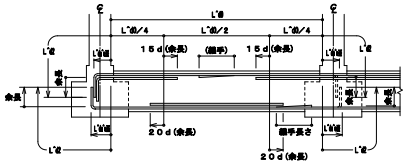

(注)１．図示のない事項は、１０．１による。
２．━━━━ 印は、継手及び余長位置を示す。
３．破線は、柱内定着の場合を示す。
※　L"daの数値は、原則として、６．３表の数値かつ柱せいの３／４倍以上とする。

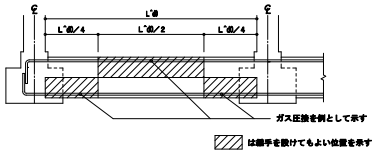

１２．２図　主筋の継手、定着及び余長（その１）

（３）連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長

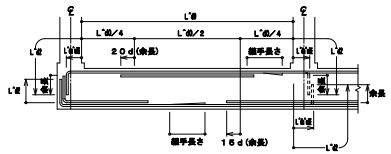

(注)１．図示のない事項は、１０．１による。
２．━━━━ 印は、継手及び余長位置を示す。
３．破線は、柱内定着の場合を示す。
※　L"daの数値は、原則として、６．３表の数値かつ柱せいの３／４倍以上とする。

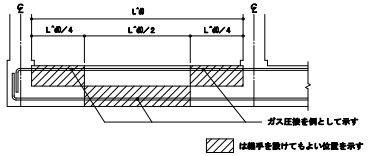

１２．３図　主筋の継手、定着及び余長（その２）

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名称	構造細目共通図（建築構造物）（３）		
縮尺	NONE	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	S-03

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

（4）柱幅＜梁幅の場合

（a）交差部のスターラップを設ける場合は、図面による。

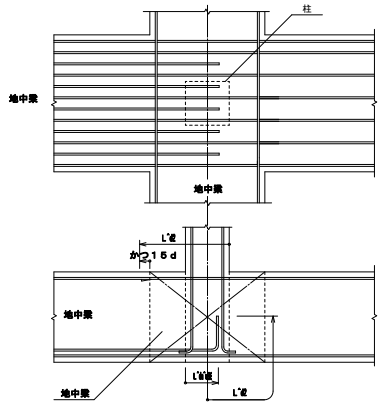

※　L"daの数値は、原則として、６．３表の数値かつ柱せいの３／４倍以上とする。

１２．４図　主筋の継手、定着及び余長（その３）

１２．４　梁形を設けない場合の基礎底版（オイルタンク等）

（1）定着の取り方は、壁の面からとする。

（2）途中で配筋が変わる場合の定着は、１２．２図のように基礎底版筋を梁筋と読みかえる。

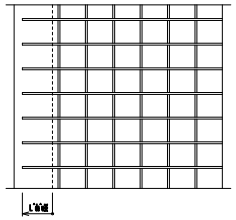

※　L"daの数値は、原則として、柱せいの３／４倍以上とする。

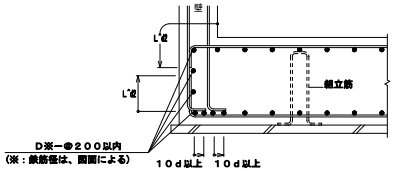

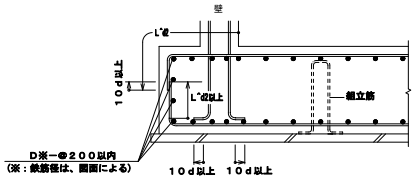

１２．５図　主筋の継手、定着及び余長（その４）

（3）鉄骨造のＢＯＸ柱等が埋め込まれる場合の端部と中央部の断面の異なる場合

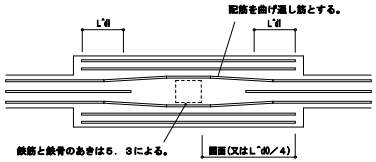

１２．６図　主筋の継手、定着及び余長（その５）

１３　小梁及び片持梁の配筋要領

１３．１　一般事項

（1）図面にない事項は大梁、梁のあばら筋、及び基礎梁の項に準ずる。

（2）　　印は、継手及び余長を示す。

１３．２　小　梁

（1）連続小梁の場合

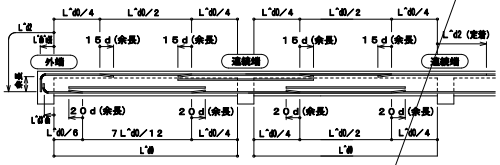

※　L"dbの数値は、原則として、６．３表の数値かつ梁幅の１／２倍以上とする。

１３．１図　小梁主筋の継手、定着及び余長（その１）

（2）単独小梁の場合

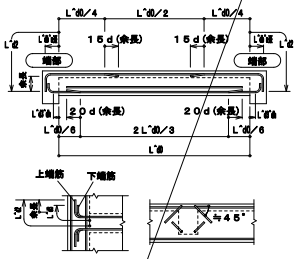

１３．２図　小梁主筋の継手、定着及び余長（その２）

（注）1．　　印は、継手及び余長を示す。

2．梁内の定着筋において梁せいが小さく垂直で余長がとれない場合、斜めにしてもよい。

3．図示のない事項は、１０．１及び１２．１に準ずる。

※　L"dbの数値は、原則として、６．３表の数値かつ梁幅の１／２倍以上とする。

１３．３　片持梁筋の定着

（1）先端に小梁のない場合

a．先端の折曲げの長さｂは、梁せいよりかぶり厚さを除いた長さとする。

b．梁筋を引き通さない場合は、取り合い部材に定着する。ただし、柱に取り合う場合は、全数を引き通すことができる場合でも、上端筋は、２本以上を柱に定着する。

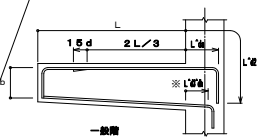

１３．３図　片持梁主筋の定着及び余長（先端に小梁のない場合）

（2）先端に小梁がある場合

a．上端筋は、先端小梁内に斜めに定着する。

b．先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。

c．先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

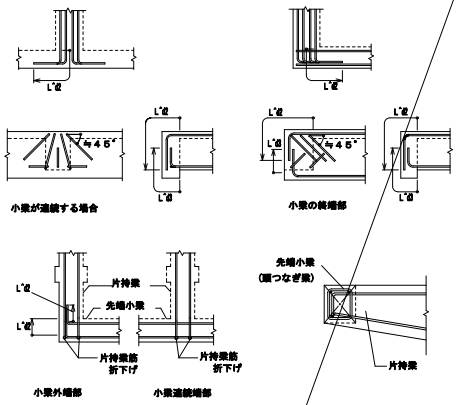

１３．４図　片持梁主筋の定着

１４　壁の配筋要領

１４．１　一般事項

（1）壁配筋の継手の長さはL"d1 、及び定着の長さは、L"d2 とする。

（2）土圧及び水圧などを受ける壁及び耐震壁として、図面に示されたものは、継手長さをL"d1、定着長さはL"d2 とする。ただし、耐力壁の重ね継手の長さは４０ｄとし、ＳＤ３９０、ＳＤ４９０を使用する場合は特記による。

（3）幅止め筋は、縦、横ともＤ１０ー@１０００を標準とする。

（4）一般部壁筋は、１４．１図による。

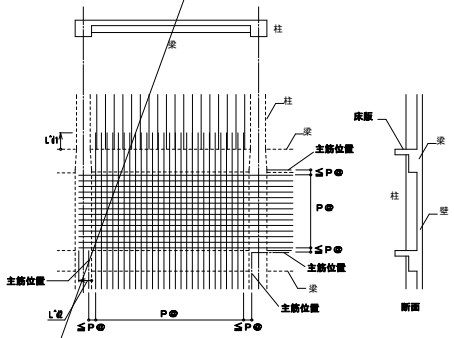

１４．１図　壁の配筋

１４．２　耐震壁の開口

（1）耐震壁等の開口は、図面以外は設けてはならない。

（2）やむを得ず開口をあける場合は、Ｈ１９国土交通省告示５９３号の規定を満足することを構造計算によって確認すること。

１４．３　壁開口部の補強

（1）壁開口部の補強は、図面による。補強筋の長さ及び位置は、１４．３図を標準とする。

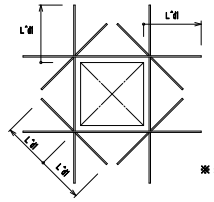

※：鉄筋径及び本数は、図面による

１４．３図　壁開口部の補強の定着長さ

（2）開口部は柱及び梁に接する部分又は鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋出来る場合は、補強筋を省略することができる。

１４．４　壁の交差部及び端部

壁と壁の交差部は、１４．４図による。

a．交差部補強筋Ｄ※はＤ１３以上、かつ壁主筋と同径とする。

b．壁の端部にＵ型鉄筋を使用する場合の径及び間隔は、壁筋と同径及び同間隔とする。

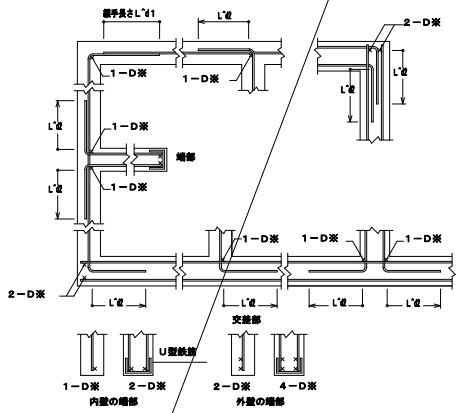

１４．４図　壁の交差部及び端部の配筋

※壁構造の場合は、「壁構造配筋指針・同解説」（建築学会）に基づき図面による。

１４．５　壁の打増し要領

コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、特記によるほか、配管等での壁の打増し補強筋は、１４．５図による。

打増し厚さのａが５０mm以上、２００mm以下に適用する。

２００mmを超える場合は、特記による。

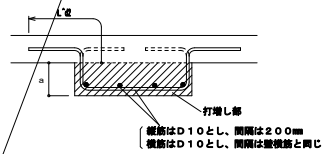

１４．５図　壁の打増し補強配筋

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名　称	構造細目共通図（建築構造物）（4）		
縮　尺	NONE	設計年月	令和　年　月
工　種		設 計 者	
事業主体	四日市市	図面番号	S-04

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

１５　床の配筋要領

１５．１　一般事項

（１）鉄筋の継手長さは、L^d1 とする。
（２）定着長さ及び受け筋は、１５．１図による。ただし、引き通すことができない場合は、１５．２図、１５．３図により梁内に定着する。
（３）基礎梁と床版を一体打ちとしないで、打ち継ぎを設ける場合の補強は図面による。図面がなければ１６．５図による。

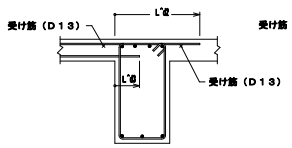

１５．１図
スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その１）

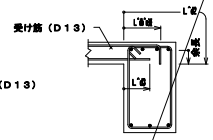

※　L^dbの数値は、原則として、６．３表の数値かつ梁幅の１／２倍以上とする。

１５．２図
スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その２）

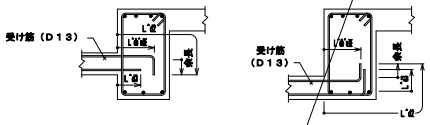

※　L^dbの数値は、原則として、６．３表の数値かつ梁幅の１／２倍以上とする。

１５．３図　スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その３）

１５．２　片持スラブ

（１）片持スラブの配筋

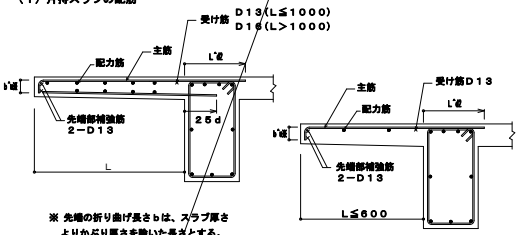

※ 先端の折り曲げ長さbは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

１５．４図　片持スラブの配筋

（２）先端に小梁がなく壁が取り付く場合

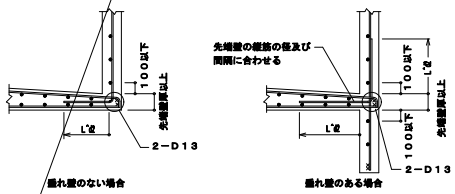

壁れ壁のない場合　　壁れ壁のある場合

１５．５図　先端に壁が付く場合の配筋

１５．３　出隅部の配筋方法

（１）補強の配筋は図面による。配筋方法は、１５．６図による。
　　特記にない場合は、Ｄ１０@１００ダブルとする。
（２）出隅受け部分（図のハッチ部分）の配筋は、図面（幅はb^d1^d/^d2 とする）による。

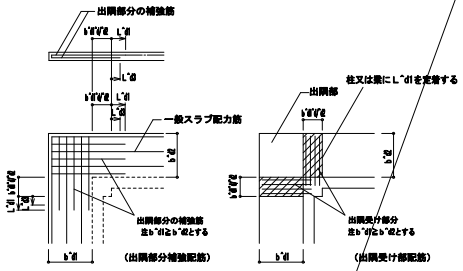

１５．６図　片持スラブ出隅部の補強配筋

１５．４　地上部最上階の屋根床版

（１）出隅及び入隅部分には、１５．７図により、補強筋（溶接金網）を上端筋の下側に配筋する。
（２）陸屋根、勾配屋根共通とする。

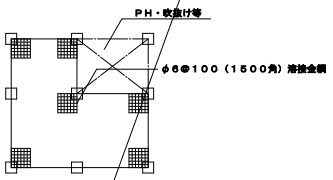

１５．７図　出隅及び入隅部分の補強配筋

１５．５　段差床版の補強

同一床版に段差がある場合、１５．８図の補強を行う。ただし、H＞１５０の場合は、小梁を設ける事を原則とする。

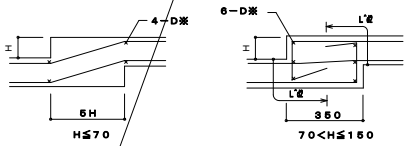

D※：鉄筋径は、図面による。

１５．８図　段差のある床版の補強配筋

１５．６　床版開口部の補強

（１）開口の最大径≦７００の場合は、開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部には、斜め方向に主筋径以上の鉄筋２本を上下筋の内側に配筋する。（１５．９図）
　　開口の最大径＞７００の場合は図面による。

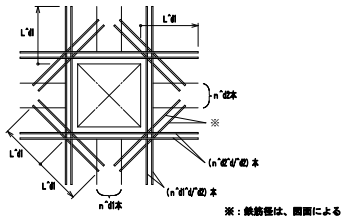

※：鉄筋径は、図面による

１５．９図　床版開口部の補強配筋

（２）床版開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強筋を省略することができる。

１６　柱及び梁の増し打ち要領

１６．１　柱

（１）増し打ちコンクリートの補強は、１６．１図による。
　　ただし、a＜７０mmの場合、補強は行わない。

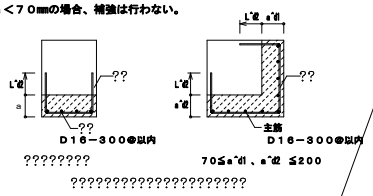

１６．１図　柱の増し打ち補強配筋

（２）増し打ち部分での鉄筋は、定着長さとして認めない。ただし、躯体と一体打ちの場合は除く。
（３）増し打ち部分の帯筋の定着長さは、L^d2 以上とする。
（４）増し打ち部分主筋の定着，重ね長さは、柱の主筋による。

１６．２　梁

（１）増し打ちコンクリートの補強は、１６．２図による。ただし、
　　a＜７０mmの場合、補強は行わない。

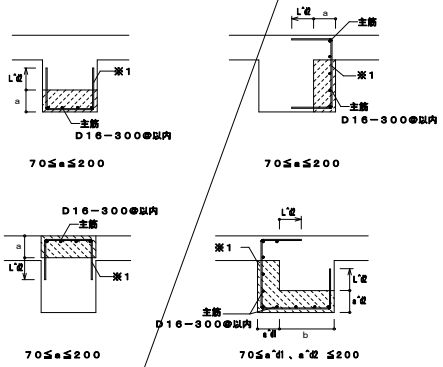

※1．あばら筋と同径・同材質・同ピッチとする。

１６．２図　梁の増し打ち補強配筋

（２）増し打ち部分での鉄筋は、定着長さとして認めない。ただし、躯体と一体打ちの場合は除く。
（３）増し打ち部分のあばら筋の定着長さは、L^d2 以上とする。
（４）増し打ち部分の主筋の定着、重ね長さは、梁の主筋による。
（５）梁の上下の増し打ちが途中で終わる場合

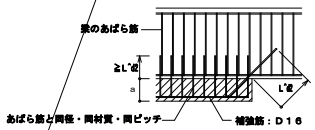

１６．３図　梁の上下の増し打ち配筋補強（途中で終わる場合）

（６）梁の側面の増し打ちが途中で終わる場合

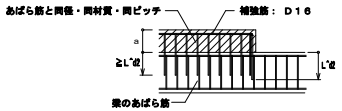

１６．４図　梁の側面の増し打ち補強配筋（途中で終わる場合）

１８　階段の配筋要領

１８．１　階段の配筋要領

（１）壁配筋は、図面による。
（２）階段主筋は、壁の中心線を越えてから緩に曲げ下ろす。

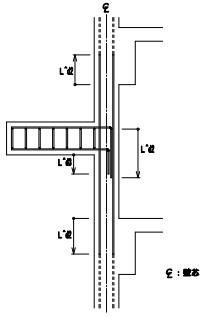

１８．１図　片持スラブ形階段配筋の定着

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名称	構造細目共通図（建築構造物）（5）		
縮尺	NONE	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	S-05

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

１９　勾配屋根の取り合い

１９．１　斜め柱・斜め梁の取り合い

（１）※印の鉄筋は、同径以上とし、かつダブル巻きとする。
（２）１．５Ｄの範囲の柱の帯筋は一段太いものか、またはダブル巻きとし@１００以下とする。
（３）柱の取合い部における斜め梁のせん断補強筋中心間隔は、当該梁部材のせん断補強筋中心間隔ｐ以下とする。

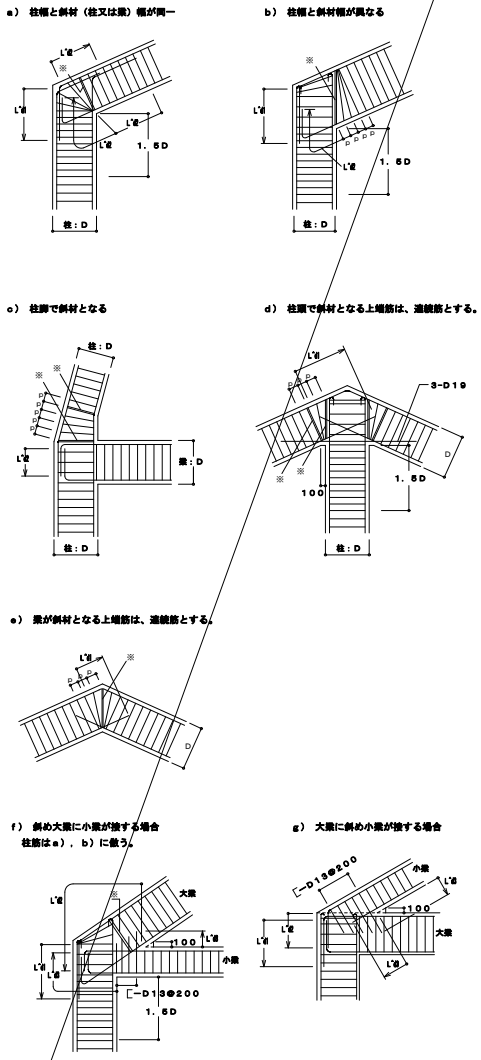

１９．１図　斜め柱・斜め梁の取り合い配筋

１９．２　梁と床版の取り合い

増し打ち補強要領は、１６．２による。

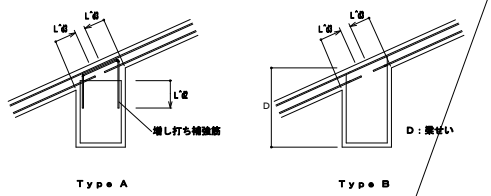

１９．２図　梁と床版の取り合い配筋

１９．３　円柱の取り合い

円柱と梁の取り合い

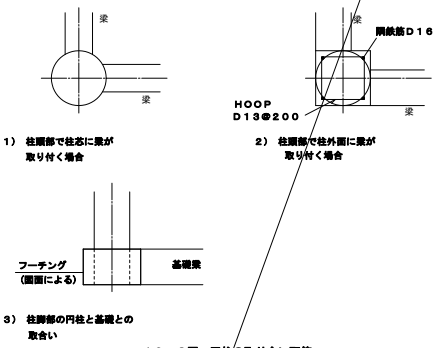

１）柱頭部で柱芯に梁が取り付く場合
２）柱頭部で柱外面に梁が取り付く場合
３）柱脚部の円柱と基礎との取合い

１９．３図　円柱の取り合い配筋

２０　基礎及び基礎梁の配筋

２０．１　直接基礎の配筋

（１）独立基礎

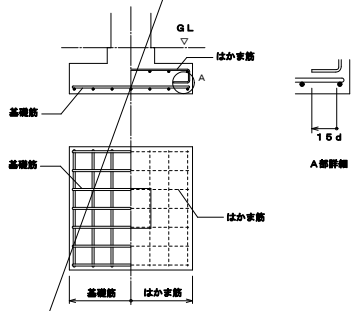

２０．１図　独立基礎の配筋

（２）連続基礎

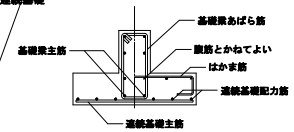

２０．２図　連続基礎の配筋

２０．２　基礎接合部の補強配筋

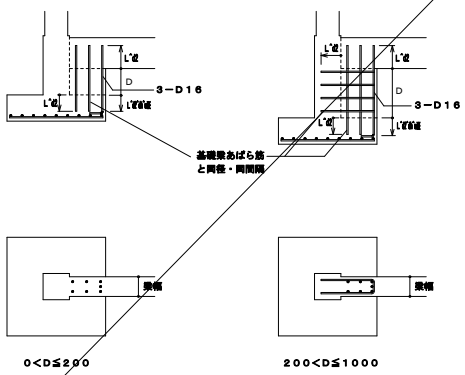

※L"d2"dhを確保できない場合は、標仕（５．３．４（ｅ）（２））によることができる。

２１　杭基礎の補強

２１．１　杭基礎の配筋

（１）中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
（２）既製コンクリート杭以外の場合は、特記による。

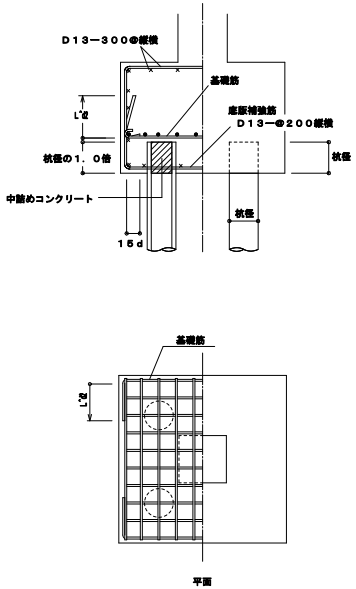

２１．１図　杭基礎の配筋及び杭頭部の補強方法

２１．２　基礎接合部の補強

基礎接合部の補強は、２０．２による。

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名称	構造細目共通図（建築構造物）（6）		
縮尺	NONE	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	S-06

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い−27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

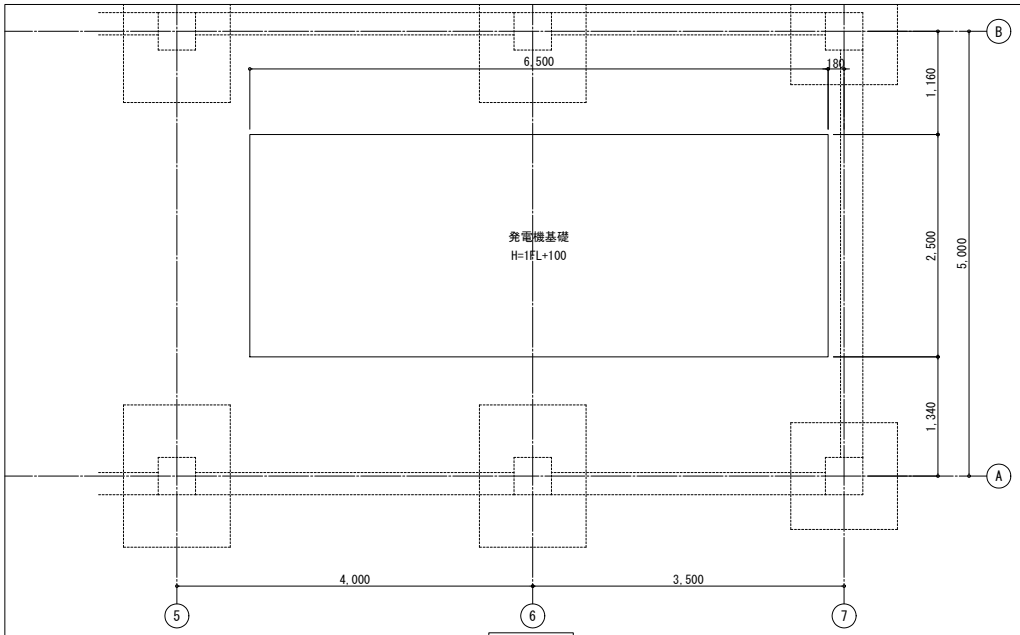

基礎伏図

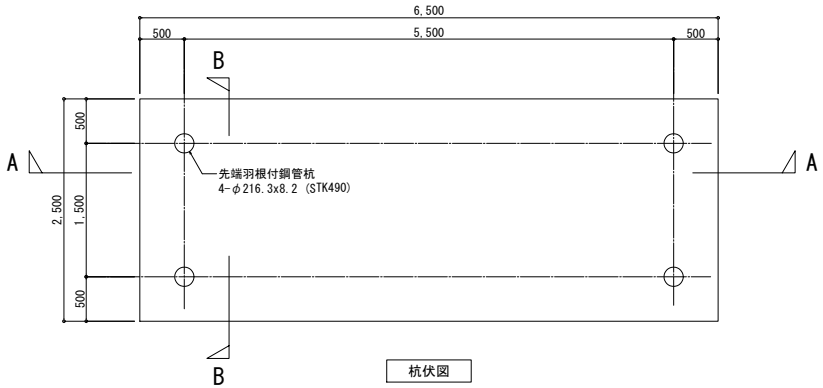

杭伏図

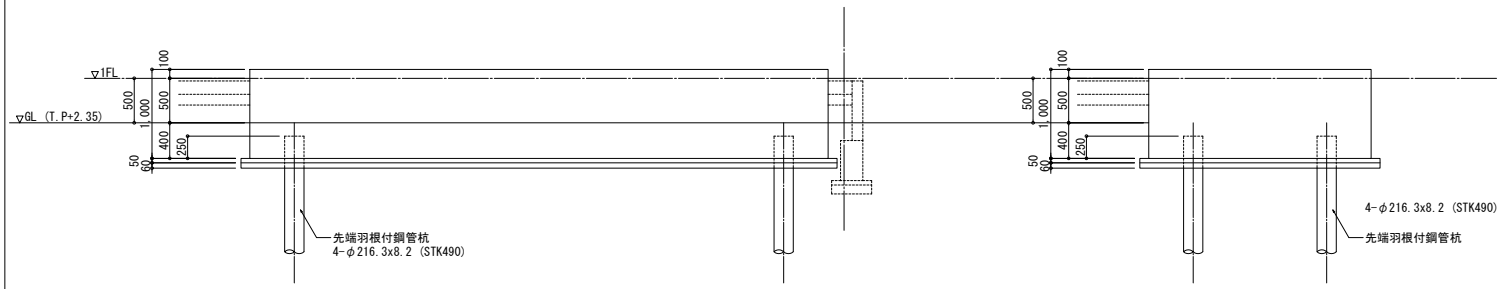

A－A 断面図

B－B 断面図

柱状図

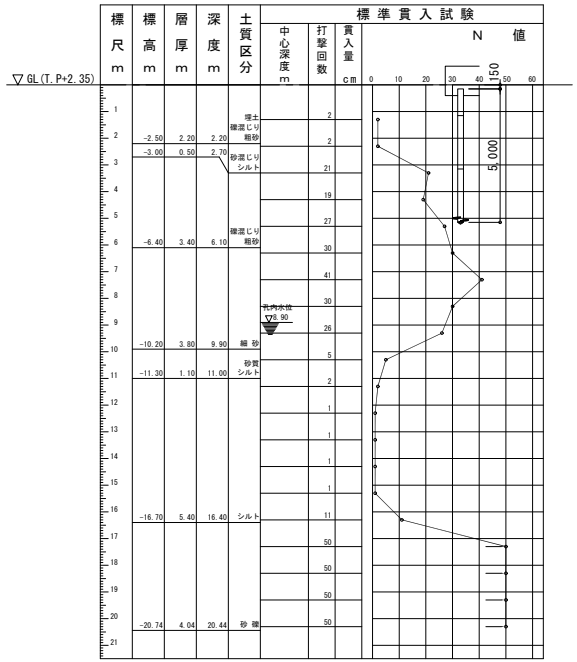

【継手仕様】

AKジョイント継手（又は同等継手）

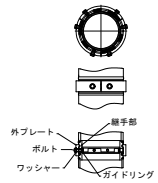

杭仕様

- 杭 種： 先端羽根付き鋼管杭
- 工 法： EAZET工法(認定番号 TACP-0621 砂質・礫質地盤) 又は同等工法
- 機械式継手(AKJ) (認定番号 BCJ評定-FD0509-03) 又は同等継手
- 杭 径： φ216.3x8.2 (STK490)
- 羽根径： φ600 t=28 (SM490A)
- 杭 長： L=5.0m (1+2+2m)
- 杭耐力: Ra=210 kN/本
- 杭本数: 4セット

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

事 業 名	令和４年度 公共下水道事業		
工 事 名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名 称	発電機 基礎詳細図 1		
縮 尺	1/30	設計年月	令和 年 月
工 種		設 計 者	
事業主体	四日市市	図面番号	S-07

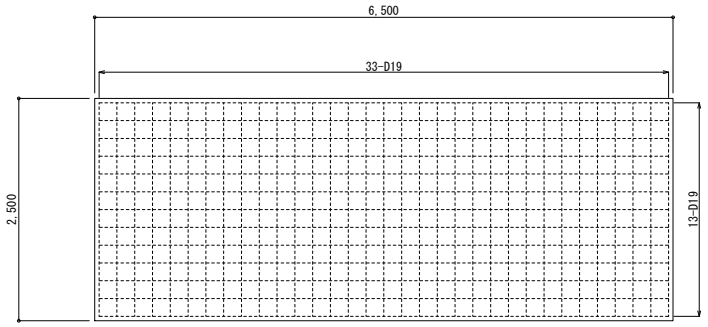

基礎上部配筋図

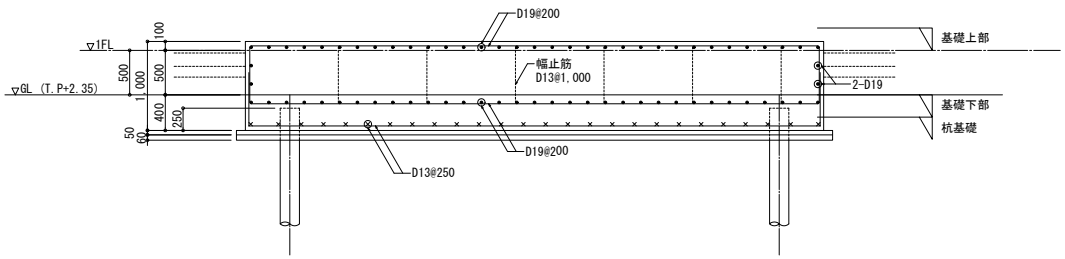

断面配筋図

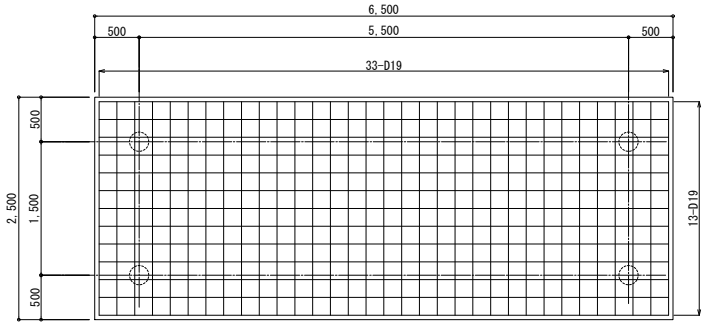

基礎下部配筋図

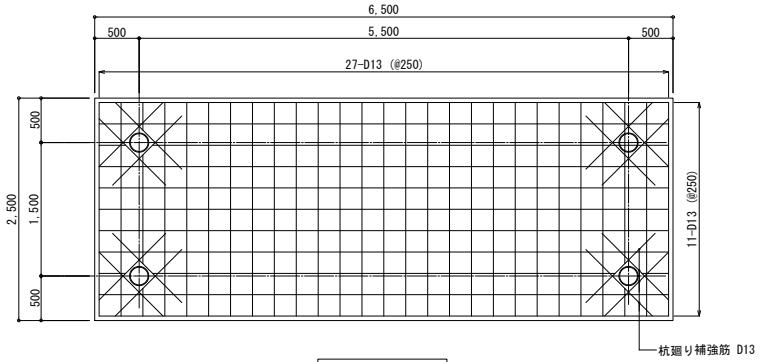

杭基礎配筋図

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名称	発電機 基礎詳細図２		
縮尺	1/30	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	S-08

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事　　設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　四日市市　西末広町　地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
ポンプ棟	SRC造	地上１階	116.06	15項	

3．工事種目（○印の付いたものを適用する）

建物別及び種別 ＼ 工事種目	ポンプ棟						
・空気調和設備							
⊙換気設備	改修　一式						
・排煙設備							
・自動制御設備							
・衛生器具設備							
・給水設備							
・排水設備							
・給湯設備							
・消火設備							
・厨房設備							
・ガス設備							
・雨水利用設備							
・排水処理設備							
⊙撤去工事	改修　一式						

4．指定部分　⊙無　・有（　部位：　　）
指定部分工期　令和　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。
⊙　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）（以下「標準仕様書」という。）
⊙　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
⊙　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成31年版）（以下「標準図」という。）

2．特記仕様
常、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

常	項目	特記事項
⊙（1）	① 環境への配慮	（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板張厚材、MDF、パーティクルボード、その他の木質材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドルアデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③建築材は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、音響、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	② 材料・機材の品質等	（1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、遵所すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）別表－１に機材等名が記載された建築資等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、建築資等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、届可、認定又は免許を取得していること。 ⑤建設又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （3）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。
	③ 工事用仮設物	構内につくることが　⊙　できる　・できない
	④ 足場その他	⊙　別契約の調係発注者が定置したものは無償で使用できる。 ⊙　本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり墨出方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・内部足場　等(・　種　・　種　・　種) ・外部足場　等(・　種　・　種　・　種　・　種)
	5 建設発生土の処理	・場内し仮の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に盛きなくしとする。 ・構外搬出適切処理とする。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
	6 場質し土・盛土・	・根切り土の中の良質土　・山砂の類　　(地中埋設管まわりを除く)
	7 運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約　　m2とする。
	⑧ 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（平成25年版）によるほか、監督職員の指示による。
	⑨ 総合調整	⊙本工事　・別途 調整項目（固定箇所等は監督職員の指示による。） ⊙風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度の測定 ・室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定　・飲料水の水質の測定

	⑩ 電動機	換気扇、圧力扇及び排煙仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、建築省規格による標準品とする。
	⑪ 電源周波数	・50Hz　⊙60Hz
	⑫ 容量等の表示	（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	13 耐震措置	設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。） （1）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水層その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用震水平震度を乗じたものとする。 設計用震水平震度
		上層階とは2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの 重要機器は次による。 ・消火ポンプ　・充水槽　・受水槽　・高架水槽 ・その他（　　） 水槽類にはオイルタンクを含む。 （2）設計用給水地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。
	14 地中埋設標等	（1）地中埋設標　・要（図示による。）　・不要 （2）埋設表示用テープ（２倍）　・要（掘水管を除く。）　・不要
	15 絶縁継手	取り付け箇所及び仕様は図示による。
	16 塗装	露出機材の塗装仕上げは下記による。 ・屋外：　・ドレン管　（　・　指定色塗装　・　　） ・　　・金属電線管　（　・　内外面焼付塗装鉛メッキ仕上げ　・　指定色塗装） ・屋内：　・　ラス、ピット壁を除く露出配管、電線管類（　・　指定色塗装　・　　） 下記の保温を施さない直線メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ・　機械室　・　倉庫　・　電気室
	17 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編１．５．１章４．１．１１による。
	18 天井仕上区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	19 吊り及び支持	（1）（・　梁内　・上階）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。
	20 施工調査	・はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に発生式場設備調査を行うこと。 ・石綿含有分析調査（定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。） ・既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試掘調査を行うこと。
	21 非破壊検査等	鋳造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。 なお、設備鋳造品検査による場合は特記とし、撮影枚数は、１枚以上／部位とする。
	22 既存躯体への穿孔	穿孔箇所を使用した、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
	23 試験	（1）各種配管の試験は、新設配管に適用する。 （2）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HIVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記（2）に記載しても、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、濡れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。 既設配管は保温、埋設直前に、 給水給湯系：24時間常圧耐圧確認 排水系：温水確認
	24 他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

・空気調和設備（1）	1 設計用温湿度	外気（地区名：津）：夏　温度(DB)　湿度(RH)　冬　温度(DB)　湿度(RH) 室内：一般系統　温度(DB)　湿度(RH)　OA系統　温度(DB)　湿度(RH)　一般系統(ACP系統)　温度(DB)　湿度(RH) 夏期　34.7℃　57.7%　28℃　50%　24℃　45%　25℃(参考)　50%(参考) 冬期　1.2℃　51.8%　19℃　40%　24℃　45%　19℃(参考)　40%(参考)
	2 振動振動対	伸縮継手、揺動口及びばいじん捕集口の位置は図示による。
	3 ダクト	・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（長辺の長さが１５００mm以下の部分） ・アングルフランジ工法）とする。 ・高圧１ダクトの適用範囲は図示による。 ・ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
	4 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	5 チャンバー	（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （2）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには直線部を設け、大きさは図示による。 （3）外壁ガラリに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。
	6 ダンパー	（1）防煙ダンパー　復帰方式（・連動　・　　） （2）ピストンダンパー　復帰方式（・連動　・　　）
	7 配管材料	（1）冷温水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・塩ビライニング鋼管（ＨＶＡ） （2）冷却水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・塩ビライニング鋼管（ＶＡ） （3）油管　・配管用炭素鋼鋼管（黒） （4）蒸気管　給気管　・配管用炭素鋼鋼管（黒）・圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）（・Sch40） 還　管　・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・Sch80） （5）高温水管　・ステンレス鋼管　・配管用炭素鋼鋼管（白） （6）膨張管、空気抜き管、・　膨張用炭素鋼鋼管（白） 膨張タンクよりボイラー等への補給水管 （7）冷媒管　・銅継材軟質銅管 （8）ドレン管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・ビニル管（ＶＰ） （屋外：VP、ｽﾀ-VP　屋内：保温付VP）
	8 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ（・５Ｋ　・１０Ｋ（図示部分）） ６５Ａ以上の冷温水・冷却水用弁類管の仕切弁はバタフライ弁とする。 ・銅管用仕様管標準手の種類は図示による。 ・ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	9 油面制御装置	油面制御器には（・遠隔警報　・電磁弁制御　・　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
	10 保温及び消音内貼り	・還りダクト（ＲＡダクト）（保温範囲は、・図示による　・　　） ・外気取入れダクト（ＯＡダクト）（保温範囲は、・図示による　・　　） ・膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。 ・施物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の温水管の項による。 ・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．５の排水管の項による。 ・冷媒管の外観の種別は（・図示による　・　　） 屋内露出部分は（・ステンレス鋼板　・　普色亜鉛鉄板　・　合成樹脂製カバー ・　保温化粧ケース）によるラッキング仕様とする。 保温化粧ケースを除き、保温材にて施工する。 冷媒管の耐圧試験は２４時間メーカー推奨圧力で行う 冷媒管の立て管の固定は、垂直方向に5m以上ある場合、銅管から直接1箇所以上固定すること。
	12 ばい煙直皮計	・設ける　・　設けない
	13 ばいじん量測定口	・設けない　・　設ける（口径８０φ以上）
	14 チャンバー等	・本体は（・アスファルト　・モルタル　・エポキシ樹脂）により保温を行う。 空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm 以上とする。 図示されたチャンバーには、寸法（・400 x 500H　・500 x 600H）の点検口を設ける。 内張りを施すチャンバー等の表示寸法は、外形寸法とする。 アネモ形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400×400×250H、200mmを超えるものは、500×500×300Hとする。 ・鋼製　・アルミニウム製　・木製
	15 吹出口・吸込口	・外気取り込みダクトのうち暖房室、冷房及び暖房内を通るダクトは保温を行う
	16 保温・塗装	・開ベいダクトのフランジ部（補強を含む）は厚さ 25 mmの保温材を 重ね巻きを行うか、開ベい部の保温厚さをフランジ高さ+10 mmとしとする。
	17 瞬間流量計	・設ける（接出管と指示部一体型）　設けない 取付箇所は、（・ユニット設定配管内部　・冷温水ポンプ ・　ヘッダーの各選り管　・　ヘッダーの各選り管）とする。 ・瞬間流量計を設けない場合は、ピト一管式流量計用ポッピングのみを設ける。 取付箇所は前記による。
	18 圧力計・温度計	計器取付箇所（○印の箇所） 機器入口側：圧力計　温度計 機器出口側：圧力計　温度計 温度計の種類 冷凍機　冷却水　○　○　○　○　ガード付 L形又は円形 冷水　○　○　○　○ 直たき吸収式冷温水機　冷却水　○　○　○　○　ガード付 L形又は円形 冷温水　○　○　○　○ パッケージ形空気調和機　冷却水　○　○　○　○　ガード付 L形又は円形 温水　○　○　○　○ チャンバ　○　○　ブルドン管式 空気調和機　冷温水　○　○　○　○　L形又は円形 チャンバ　○　○　ブルドン管式 温風暖房機　チャンバ　○　○　ブルドン管式 温水ボイラ　温水　○　L形又は円形 管寄せ　○　L形又は円形
	19 機器基礎	ポンプ　基礎施工要領（四）　・標準基礎　・防振基礎 遠心冷凍機　基礎施工要領（二）　・標準基礎 往復動冷凍機　基礎施工要領（二）　・標準基礎 パッケージ形空気調和機　基礎施工要領（三）　・標準基礎　・防振基礎　・既製品基礎 ユニット形空気調和機　基礎施工要領（三）　・標準基礎　・防振基礎 遠心送風機　基礎施工要領（四）　・標準基礎　・防振基礎 ・防振基礎は市販の防振装置を使用しており。
	20 振動振れ止め	ダクトに振動振れ止の支持を行う。図面に特記なき場合、支持部材選定表による。
	21 吊機器の振れ止め	室内機器等の吊り用ボルトには、ダブルナットで固定し、ボルト長さが1000mm以上の場合には、振れ止めを施す。

⊙換気設備	1 風道種別	・長方形風道　・スパイラルダクト　・アルミフレキシブルダクト（接続部） ・ビニル管
	2 ダクト	・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（長辺の長さが１５００mm以下の部分） ・アングルフランジ工法）とする。 ・高圧１ダクトの適用範囲は図示による。 ・ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ・厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より１ランク厚いものを使用する。
	3 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	4 ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	5 排気ダクトのシール	・浴室（シャワー室、厨次室を含む。）系統　・（排気ガス）系統
	6 チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
	7 保温	・外気取入れダクト 保温は標準仕様書第2編3.1.4の一般ダクトの項による。範囲は（・すべて　・　　）とする。 ・排気用ダクト 保温は標準仕様書第2編3.1.4の一般ダクトの項による。範囲は（・外壁から1m　・　　）とする。 ・（・厨房　・浴槽室　　）用の開ベい部ダクト（仕様はh・(イ)・ロ）とし 範囲は図示による。
・排煙設備	1 ダクト	・亜鉛鉄板　・
	2 排煙口の形式	・図示による。
	3 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）
	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書平成２０年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検定方法に準ずる。
・自動制御設備	1 システム構成その他	別図による。
	2 電気計装用機材	使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線又はＥＭケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
・衛生器具設備	1 衛生器具付属水栓	水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
	2 洗面器	手洗器は止水栓付とする。
・給水設備	1 配管材料	（1）給水引込管（直結部分）は水道事業者の指定による（・ポリエチレン管） （2）地中埋設配管（コンクリート埋込）・塩ビライニング鋼管（ＶＤ）・ビニル管（ＨＩＶＰ） （3）その他の一般配管（上水）（加圧）・塩ビライニング鋼管（ＶＡ）　（図示の箇所） （給用水）　・塩ビライニング鋼管（ＶＡ）
	2 水栓	・合所流し用の水栓は洗濯式とする。 ・水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
	3 量水器	・個メーター（貸与品）　（・直読式　・パルス式） ・子メーター（買い取り）（・直読式　・パルス式）遠隔表示器付
	4 量水器桝	・水道事業者指定品（・貸与品　・買い取り（材質：　　）　・標準図MC形
	5 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ　・水道直結部分（・１０Ｋ　・　　） ・その他の部分（・５Ｋ　・　　） ・逆止弁の荷圧吸収式はラインニング不要とする。 ・ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	6 管の地中埋設深さ	管の上端より原則として、一般敷地は（　３０ｃｍ）構内道路は（　６０ｃｍ）以上とする。
	7 水栓柱	・合成樹脂製　・人造石とぎ出し製　・不凍水栓　・ステンレス製
	8 施物導入部配管	・標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の・（ａ）・（ｂ）・（ｃ）による。 ・ポリエチレン配管の施工要領は図示による。
	9 引込桝付金等	・要（別途）
	10 保温	次のタンクの保温を行う。　・個板製タンク　・ステンレス製タンク
・排水設備	1 配管材料	（1）屋内　汚水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・ビニル管（ＶＰ）　・耐火二層管 雑排水管　・排水用塩ビライニング鋼管　・ビニル管（ＶＰ）　・耐火二層管 温気管　・排水用炭素鋼鋼管（白）　・ビニル管（ＶＰ）　・耐火二層管 ポンプアップ排水管　・排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 （2）屋外　第一桝まで　・排水用塩ビライニング鋼管 ・ビニル管（ＶＰ） 桝間　・ビニル管（ＶＰ） ・リサイクルビニル管（ＲＳ－ＶＵ） ビニル管の125A以上はＶＵを使用してよい。 屋内露出配管はカラーVPとする。
	2 洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 合所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管（ＶＰ）でもよい。 大便器、小便器、洗面器及び掃除　流しとの接続管は、ビニル管（ＶＰ）とする。
	3 満水試験器手	取り付け箇所は図示による。
	4 放流桝付金等	・要　・不要
・給湯設備	1 配管材料	・ステンレス鋼管　・塩ビライニング鋼管（ＨＶＡ）　※地中埋設配管は、ＷＨＴＬＰ
	2 弁類	・ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。 ＪＩＳ又はＪＶ（・５Ｋ　・１０Ｋ（図示部分））
・消火設備	1 配管材料	（1）屋内消火栓　一般　・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・配管用炭素鋼鋼管（白） 地中　・ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６）　・外面被覆鋼管（ＶＳ） （2）連結送水管　一般　・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・Sch40） 地中　・圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（・Sch40）
	2 施物導入部配管	標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の・（ａ）・（ｂ）・（ｃ）による。
	3 不活性ｶﾞｽ消火設備	別図による。
	4 泡消火設備	別図による。
	5 保温	屋外露出配管の保温は、標準仕様書第２編3.1.5の給水管の項による。
	6 試験	施工前に既設屋内消火栓の放水試験を行うこと。
・厨房設備	1 システム	・ドライシステム　・
	2 機器の機器等	図示による。

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名称	建築機械設備　特記仕様書（１）		
縮尺	－	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-1

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

章	項目	特記事項
・ガス設備	1 ガス種別	・都市ガス（供給者名：　　発熱量　　MJ/m3（N）） ・液化石油ガス
	2 配管材料	・都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ・液化石油ガス　（1）一般：・配管用炭素鋼鋼管（白） （2）地中：・ポリエチレン管　・外面被覆鋼管（ＶＬ）
	3 充てん容器	別途（・５０ｋｇ　・　　）×　４本
	4 集合装置	標準図（液化石油ガス容器屋外配管系図）による　４本組。
	5 転倒防止等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（・（ａ）　・（ｂ））による。
	6 メーター	・親メーター（貸与品）　（・直接式　・パルス式（パルス発信器は　・買い取り）） ・子メーター（買い取り）（・直接式　・パルス式）
	7 ガス漏れ警報器	・本工事（図示による。）　・別途工事
	8 緊急遮断装置	・要　・不要
	9 電気防食	・要　・不要
	10 引込鼻栓金等	・要　・不要
・雨水利用設備	1 仕様等	別図による。
・排水処理設備	1 仕様等	別図による。
	2 設備方式	・排水再利用　・浄化槽　・厨房除害
⊙撤去工事	① 撤去内容	・　図示による
	2 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
	3 冷媒(フロン類)の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。
	④ 発生材の処理	・引き渡しを要するものは、金属類（・機器　・ダクト　・配管　・その他の金物）、（・　ルームエアコン　・　　・　　・　　）とする。 ⊙引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニュフェスト）確認表を作成し、監督員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。 ・特別管理産業廃棄物 （ＰＣＢ使用機器　　） ＰＣＢ使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・再使用又は再資源化を図るもの
・しゅん渫工事	1 処理槽別及び規模	・　合併処理（・　浄化槽ブロワ式　　・　長時間ばっ気方式 ・　　回転板接触方式　　・　　・　　）
	2 処理能力	処理対象人員　　人　容量　　㎥／日
	3 本体構造	・コンクリート製（・　現場施工形　・　ユニット形）　・　ＦＲＰ製
	4 放流水質	ＢＯＤ　　ｍｇ／Ｌ以下
	5 マンホールふた	・　鋳造等標準品　・　ＭＨＡ　・　ＭＨＢ
	6 スラブ負荷重	・　土圧のみ　・　２００ｋｇｆ／ｍ２　・　３５０ｋｇｆ／ｍ２　・　８００ｋｇｆ／ｍ２
	7 排水方式	・　自然流下 ・　ポンプ排水 （ポンプ揚内径　　mm、ＧＬよりの深さ　　m以上 ただし深さが　１．２ｍ以上の場合はタラップ付とする。）
	8 道具設置	・　不要　・　要（・　別途工事　・　本工事）
	9 槽内にある廃管類の防食	・　独立設置形（・　地上式　・　地下式）　・　槽と一体形 ・　タールエポキシ樹脂塗料３回塗りを行う。 ・　土中埋設の廃管類に準じた防錆処理を行う。

章	項目	特記事項
		⊙一般共通事項(2)
	① 保険及び保証	⊙施設工事保険（管理財物損保険を含む）（保険証の写しを提出） ⊙請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出） 保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。） 下記の制度について加入すること。 ⊙建設外労災補償保証 ⊙建設業退職金共済制度　（掛金収納書を提出） 共済証紙購入額　　掛金額の0.5/1000以上 ただし、建設業退職金共済については掛金総額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している場、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。
	② 工事実績情報の登録	工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（CORINS）に登録すること。
	④ 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。 下請負契約締結日より、10日以内に提出すること。変更時も同様とする。
	⑤ 資材調入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材調入及び工事の一部を下請業者に施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先すること。
	⑥ 監督員事務所	・　設ける　　⊙　設けない
	⑦ 工事用電力 ・水・その他	⊙　工事用電力、水及び現平面図などの費用は、すべて受注者の負担とする。 ・　市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。
	8 産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等と添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。
	⑨ 電気保安技術者の選用	・　設ける　　⊙　設けない
	⑩ 工事記録	工事記録は以下のように行うこと。 ○工事写真 工程写真 組設部、いんぺい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の調書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部整修「工事写真の撮り方 施設設備編」 ○工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。
	⑪ 完成時の提出図書	監督員の指示により下記のものを提出する。 ⊙　工事完成図（施工図（修正済みの設計図）＋施工図） ⊙　完成図　ＣＡＤデータ　ＰＤＦデータ　（ＣＤ－Ｒ） ⊙　完成図　（Ａ４版に製本したもの） ・　完成図　（原図サイズで電気設備図と併せて二つ折り製本したもの）（３）部 ⊙　工事写真（低、ＣＤ－Ｒ） ⊙　保全に関する資料等　（２）部
	12 防振吊り金物及び防震支持金物	次の記管には、防振吊り金物（・　シングル　・　ダブル）又は、防震支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ・　口径　50A以上の配管（・　冷温水　・　冷却水　・　揚水） ・　次に示す配管
	13 管路検部の検査	標準仕様書第２編 2.5.16.12　の検査部の非破壊検査の適用 ・　不要　　・　要
	14 鋼板製弁類	ライニング弁類の使用範囲 ・　標準仕様書による　　・　使用しない
	15 防振継手	・　金属ゴム製　　・　ベローズ形
	16 可撓継手	・　金属ゴム製　　・　ベローズ形
	17 管の防食	保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート設等の貫通部は、プラスチックテープ巻き 1/2 重ね１回巻きとする。ただし外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。
	18 保温材	保温材の種類 ／ 区分 ・グラスウール保温材 ／ ・給水管　・排水管(ドレン)・給湯管　・温水管　・冷水管　・冷温水管　・蒸気管　・高圧蒸気ダクト　・スパイラルダクト　・ヘッダー　・タンク　・蒸気管 ・ロックウール保温材 ／ ・給水管　・排水管　・給湯管　・温水管　・冷水管　・冷温水管　・高圧蒸気ダクト　・スパイラルダクト　・ヘッダー　・タンク　・蒸気管 ・ポリスチレンフォーム保温材 ／ ・給水管　・排水管　・冷水管　・冷温水管　・ヘッダー（冷）・タンク（冷） （冷）冷水、冷温水のみ適用可 保温外装材 ・SUS製ラッキング　・樹脂製ラッキング　・カラー亜鉛鉄板　・その他（　　）
	⑲ 施工図等の取扱い	施工図等の書作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
	20 既設との取合い	本工事に伴う既存の天井及び壁等の補修な加工改造は本工事とする。
	21 スリーブ	・　鋼板製　　・　紙チューブ　　・　つば付鋼管　　・　塩化ビニル管
	22 管の支持	屋内埋設配管については、通常の配管支持方法に準じて行う。
	㉓ 施工条件	機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要のある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、新水対留管等を提出し、承認を得たうえで作業を行うものとし、施設の需要に支障を来たさないよう特に注意する。 1. 施工可能日　・土、日曜日、祝日施工有り　・指定なし ⊙その他　（市に許可された日） 2. 施工可能時間帯　⊙指定有り（市に許可された時間）　・指定なし ・高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の足場制止用器具はフルハーネス型を使用すること。

・アスベスト含有物の取扱い

1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建設物等の解体等の作業及び労働者が石綿等に曝されるおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 ・石綿含有事前調査結果の報道所県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 ・事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の報告を行うこと。 ・アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 ・アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。
2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付材の削じ込め処理　・行う　・行わない　[9.1.1] アスベスト含有吹付材の囲い込み処理　・行う　・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ　・行う　・行わない 施工箇所及び工法　※図示 分析による確認　・行う（下請による）・行わない
3 アスベストの含有調査		材料名 ／ 調査方法 ／ 1材料あたりの試料数 ・ ／ 常室性分析（3　・　） ／ ※定量分析（※3　・　） ・ ／ ※定性分析（3　・　） ／ ※定量分析（※3　・　） ・ ／ ※定性分析（3　・　） ／ ※定量分析（※3　・　）
4 アスベスト含有吹付材の除去	アスベスト含有吹付材の有無　・有　・無　[9.1.3] 除去吹付材（　　）含有場所（　　） 吹付けアスベストの施工数量調査　※行う アスベスト粉じん濃度測定　※行う 表9.1.1　アスベスト粉じん濃度測定	

測定時期	測定名称	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定１	処理作業室内	各２点又は３点	(注) 1
	測定２	施行区画周辺又は、敷地境界	計２点	大気
処理作業中	測定３	処理作業室内	各２点又は３点	(注) 1
	測定４	セキュリティゾーン入口	1点	変気の流れを確認
	測定５	集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	1点	(注) 2
	測定６	施行区画周辺又は、敷地境界	４方向各１点	－
処理作業後（隔離シート撤去前）	測定７	処理作業室内	各２点又は３点	(注) 1
	測定８	施行区画周辺又は、敷地境界	４方向各１点	大気

(注) 1．各施工箇所ごとの室間隔が50m以下までは２点、300m以下までは３点とする。
300m を超えるものは、監督職員と協議する。
(注) 2．集じん・排気装置の性能確認
表9.1.2　アスベスト粉じん濃度測定方法

	測定３	測定1，2，4，6，7，8	測定５
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	11/min	51/min	101/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の溶明化	アセトンートリリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数　200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３：１以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

5 アスベスト含有仕上塗材の除去	作業場の隔離　※行う 除去工法 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承認を得ること。 処分方法 ・湿立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で湿立処分する。 ・中間処理の場合は、保護府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は湿立処理の固定を受けた飛散化処理施設において飛散化処理を行う。 アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、撤去、巻じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿飛じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　・無 除去仕上塗材（　　）含有場所（　　） 撤去の範囲　・全部撤去　・図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法　・手工具ケレン工法 ・高じん飛散付高圧水洗工法　・高じん飛散付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法　・高速飛散付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承認を得ること。 除去工法の試験施工　・行う　※行わない 作業場の隔離及び撤生 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 ・隔離撤生不要　・隔離撤生必要（負圧不要）・その他（　　） 処分方法 ・湿立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で湿立処分する。 ・中間処理の場合は、保護府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は湿立処理の固定を受けた飛散化処理施設において飛散化処理を行う
6 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無　・有　・無　[9.1.4] 除去保温材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない ・湿立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で湿立処分する。 ・中間処理の場合は、保護府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は湿立処理の固定を受けた飛散化処理施設において飛散化処理を行う
7 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無　・有　・無　[9.1.5] 除去成形板（　　）含有場所（　　） 作業場の区画　・行う　・行わない 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で湿立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・湿立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で湿立処分する。 ・中間処理の場合は、保護府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は湿立処理の固定を受けた飛散化処理施設において飛散化処理を行う。
8 アスベスト含有配管接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無　・有　・無 除去シール材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない 除去工法 周囲にて撤去を行い、湿法に処分する事。 処分方法　・湿立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・固定を受けた飛散化処理施設 ※本工事に配管管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）
9 特記事項	暴力団等不当介入に関する事項 1．契約の解除 四日市市の絶縁する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。 2．暴力団等による不当介入を受けたときの義務 （１）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 （２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。 （３）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。 <病棟に関する事項> 受検設備内はすべて鉛板とし、敷地周辺の施設等においても鉛板に努めること。 <病棟内職人に関する事項> 工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。 <臨時検査> 設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第８条第５項の規程により発注者が臨時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受験すること。 個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合については、下記条文を順守すること。 （基本事項） 第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 （施工者の義務） 第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。 ２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるようこの従事者を指揮監督しなければならない。 （秘密の保持） 第３　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 ２　乙は、この従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 ３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 （適正な管理） 第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 ３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 ４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 （収集の制限） 第５　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、違法かつ公正な手段により収集しなければならない。 （再提供の禁止） 第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 ２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 ３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 （複写、複製の禁止） 第７　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。 （持ち出しの禁止） 第８　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 ２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 ３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を毀損なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 （資料等の返還） 第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 ２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に講えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1)　低温体　シュレッダー による裁断 (2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる個室味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 ３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 ４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 （研修・教育の実施） 第１０　乙は、この従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 （罰則等の周知） 第１１　乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。 （苦情の処理） 第１２　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 （事故発生時における報告） 第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 （契約解除及び損害賠償） 第１４　甲は、乙又はこの従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名称	建築機械設備　特記仕様書（２）		
縮尺	－	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-2

改修前

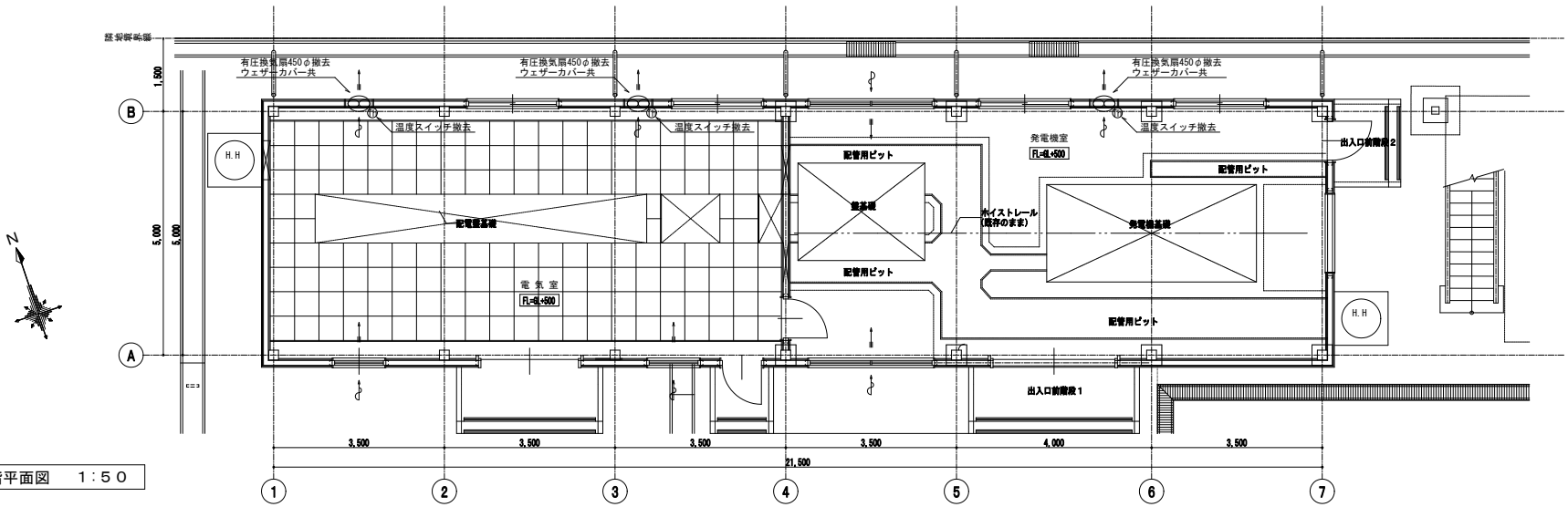

改修前　１階平面図　　１：５０

改修後

換気設備　機器表

記　号	名　称	仕　様	付　属　品	電源 φ	電源 V	電源 KW	台数	設置場所 / コンクリート基礎サイズ
FE 1	有圧換気扇	型　式 低騒音型 能　力 ４５０φ × ３９２０ m^3／h × ３０ Pa	取付枠、鋼板製風圧式シャッター、ＳＵＳ製ウェザーカバー（防鳥網） 温湿度マルチコントローラ　-10～50℃　3台で1個	１	１００	０．２	３	１Ｆ　電気室 ―
FE 2	有圧換気扇	型　式 低騒音型 能　力 ３００φ × １５００ m^3／h × ３０ Pa	取付枠、鋼板製風圧式シャッター、ＳＵＳ製ウェザーカバー（防鳥網） 温湿度マルチコントローラ　-10～50℃	１	１００	０．０５	１	１Ｆ　発電機室 ―

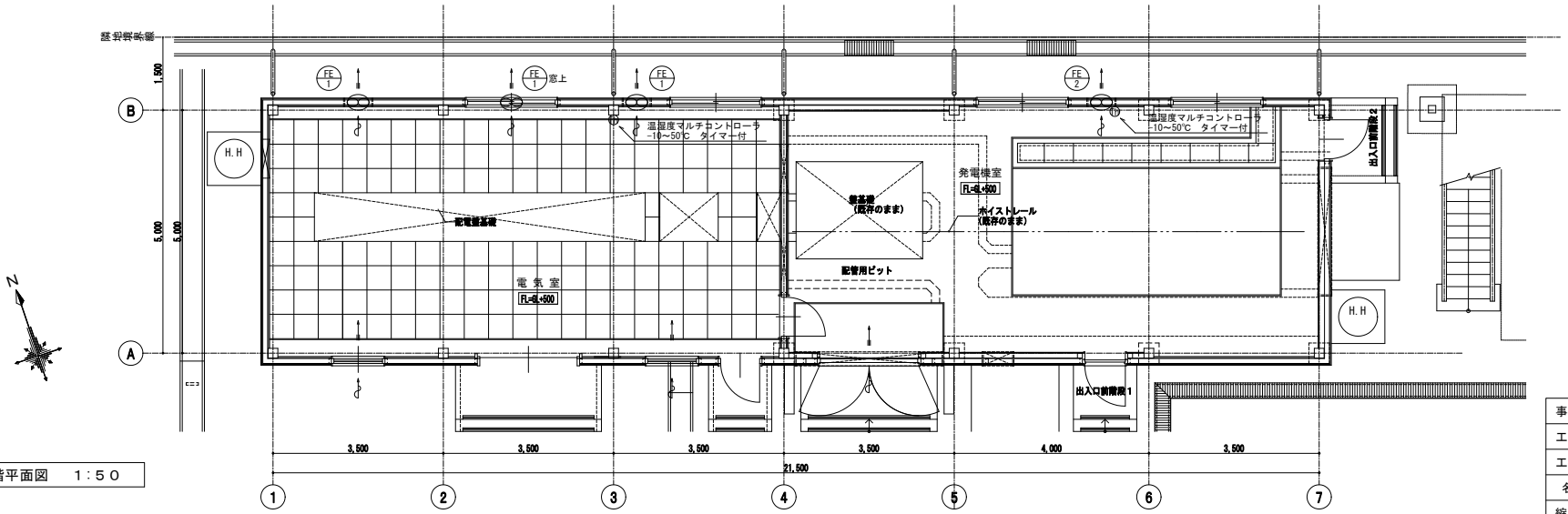

改修後　１階平面図　　１：５０

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和４年度　公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名　称	換気設備　平面図		
縮　尺	1/50	設計年月	令和　年　月
工　種		設 計 者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-3

朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事

設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　四日市市西末広町地内

2．施物概要

施物名称	構造	階数	施設基準法による延べ面積（m²）	消防法施行令別表第一	備考
朝日ポンプ場	S造	1階建		15項	

3．工事種目（○印のついたものを適用する）

施物別及び区分 ＼ 工事種目	朝日ポンプ場	工事種別				
⊙ 電灯設備	改修一式					
・ 動力設備						
・ 電気自動車用充電設備						
・ 電熱設備						
・ 雷保護設備						
・ 受変電設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
・ 拡声設備						
・ 誘導支援設備						
・ テレビ共同受信設備						
・ 監視カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理設備						
・ 火災報知設備						
・ 中央監視制御設備						
・						
・ 構内配電線路						
・ 構内通信線路						
・ テレビ電波障害除去工事						
・						
・ 建築工事						
・ 機械設備工事						

4．指定部分　⊙無　・有　　対象部分（　　）
指定部分工期　　令和　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、○印のついたものによる。

⊙ 公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（平成３１年版）　（以下、「標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成３１年版）　（以下、「改修標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築設備工事標準図　（電気設備工事編）（平成３１年版）　（以下、「標準図」という。）

2．特記仕様

項目及び特記事項は○印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1　適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速　(k=34m/s) 地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　） ・ 積雪荷重 垂直積雪量（ 0.3m ）
② 環境への配慮	（1）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、音響、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （2）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 （3）「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成27年2月閣議決定）」による。

項目	特記事項
③ 材料・機材の品質等	（1）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有するべき品質及び性能を有するものとする。 （2）下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から④すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただ、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 機材名称：LED照明器具／高圧進相コンデンサ／照明制御装置／高圧限流ヒューズ／可変速電動機用インバータ装置／高圧負荷開閉器／分電盤／高圧変圧器（特定機器）／制御盤／交流無停電電源装置／キュービクル式配電盤／太陽光発電設備（パワーコンディショナ及び系統連携保護装置）／高圧スイッチギア（CW形、PW形）／監視カメラ装置／高圧交流遮断器／中央監視制御装置（監視制御装置）
④ 電源周波数	・ 50Hz　⊙ 60Hz
5　電気工作物の種類	・ 事業用電気工作物 ・ 一般用電気工作物 電気保安技術者 ・ 要　・　不要
6　電気工事士	契約電力５００ｋＷ以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
⑦ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。 構内につくることが　⊙ できる　・ できない
⑧ 足場その他	⊙ 別契約の関係受注者が定置したものは、仮設で使用できる。 ⊙ 本工事で設置とする。（改修標準仕様書 第１編 2.2.2による昇降下記による。） 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据え置き方式又は（３）手すり先行等用足場方式により行う。 ・ 内部足場の種別（　　種） ・ 外部足場の種別（　　種）
9　仮設備工事	仮設借用調（ ・ 照明　・　　） 仮電源等（ ・ 受変電設備　・ 発電設備　・　　）
⑩ 養生	養生範囲（ ・　　・　　） 養生方法（ ・　　・　　）
11　施工調査	・ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に建築構造物調査を行うこと。 ・ 石綿含有分析調査（定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。） ・ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試験調査を行うこと。
12　非破壊検査等	構造部材の接続はつり箇所は、非破壊検査等による建設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。なお、放射線遮蔽検査による場合は特記とし、撮影枚数は、１枚以上／部位とする。
13　穿孔作業	既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電源供給が停止できる付属設備等を使用する。
14　耐震安全性の分類と耐震施工	(1) 設備機器、電気配線の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。） 1) 設計用水平地震力 機器の重量［kN］に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用水平震度 ・ 特定の施設：重要機器 1.5、一般機器 1.0 ・ 一般の施設：重要機器 1.0、一般機器 0.6 上層階 屋上及び塔屋：機器 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0；防振支持の機器 2.0 / 2.0 / 2.0 / 1.5；水槽類 2.0 / 1.5 / 1.5 / 1.0 中間階：機器 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6；防振支持の機器 1.5 / 1.5 / 1.5 / 1.0；水槽類 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 地下・1階：機器 1.0 / 0.6 / 0.6 / 0.4；防振支持の機器 1.0 / 1.0 / 1.0 / 0.6；水槽類 1.5 / 1.0 / 1.0 / 0.6 ※水槽類には、オイルタンク等を含むものとする。 上層階とは、２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４層とする。 中間階とは、地階、１階を除く各階で上層階に該当しないものとする。 重要機器 ・ 配電盤　・ 発電装置　・ 直流電源装置　・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機　・ 火災報知受信機　・ 中央監視制御装置 ・ キュービクル　・ その他（　　） 2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

項目	特記事項
15　建設発生土の処理	・ 建屋し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に集きならしとする。 ・ 構外搬出建物施工とする。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告（位置図等）を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
⑯ 電線本数、管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線は、極路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、接続盤等の底面設置管は原則上 下管で配線している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は金具に沿って接地線を設ける。
⑰ 金属製電線管の塗装・仕上げ	下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。 ⊙ 屋外（内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所：全て（塗装箇所除く） ・ 屋内（内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所　地階、ピット階 ） ⊙ 塗装（ ⊙ 屋内　・　屋外　・　全て　・　開示 ）
⑱ フラッシュプレート	開閉に特記なき場合は、⊙ 金属製（ステンレス、新金属も含む）　・　樹脂製　とする。
⑲ 電線類	EM-UTPケーブルは、用途に応じ色分けすること。
20　二重床内器具	二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。 また、用途に応じ色分けすること。
21　インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。 電動機出力 (kW)：0.4 / 0.75 / 1.5 / 2.2 / 3.7 / 5.5 / 7.5 / 11 / 15 / 18.5 / 22 / 30 / 37 / 45 規約効率 (%)：86.0 / 88.5 / 92.0 / 93.0 / 94.0 / 94.0 / 94.5 / 94.5 / 95.0 / 95.5 / 95.5 / 95.5 / 95.5 / 95.5 備考（1）規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 （2）規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を既設したときの値とする。
22　高効率誘導電動機の配線用遮断器等の選定	高効率誘導電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。 200V三相誘導電動機回路の器具容量等 電動機：定格出力 [kW]；定格電流（参考値）[A]；器具容量、コンデンサ回路の配線：配線用遮断器等 [A] 直入始動 MCCB／Y-Δ始動 MCCB；ｹｰﾌﾞﾙ太さ [mm²] 接続する電線の最小太さ EM-IE／IV；ｴﾝﾄﾞﾗｲﾝ [μF] 接続する電線の最小太さ [mm²]；電流計 [A] 0.2 / 1.8 / 15 / — / 15 / 3 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 15 / 10 0.4 / 3.2 / 15 / — / 15 / 5 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 20 / 15 0.75 / 4.8 / 15 / — / 15 / 5 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 30 / 20 1.5 / 8 / 30 / — / 15 / 10 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 40 / 30 2.2 / 11.1 / 40 / — / 20 / 10 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 50 / 40 3.7 / 17.4 / 75 / — / 30 / 20 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 75 / 50 5.5 / 26 / 100 / 60 / 50 / 30 / 3.5 / 5.5 / 2.0 / 100 / 75 7.5 / 34 / 125 / 75 / 60 / 50 / 3.5 / 5.5 / 2.0 / 150 / 100 11 / 48 / 125 / 125 / 75 / 60 / 8.0 / 14 / 2.0 / 200 / 150 15 / 65 / 125 / 150 / 125 / 60 / 8.0 / 14 / 2.0 / 250 / 200 18.5 / 79 / 150 / 175 / 125 / 100 / 14 / 22 / 3.5 / 300 / 250 22 / 93 / 175 / 200 / 150 / 100 / 14 / 22 / 3.5 / 400 / 300 30 / 124 / 250 / 300 / 200 / 150 / 14 / 22 / 5.5 / 500 / 400 37 / 152 / 300 / 350 / 225 / 200 / 14 / 22 / 8.0 / 600 / 500 45 / 190 / 400 / 450 / / 200 55 / 228 / 450 / 500 / / 250 400V三相誘導電動機回路の器具容量等 電動機：定格出力 [kW]；定格電流（参考値）[A]；器具容量、コンデンサ回路の配線：配線用遮断器等 [A] 直入始動 MCCB／Y-Δ始動 MCCB；ｹｰﾌﾞﾙ太さ [mm²] 接続する電線の最小太さ EM-IE／IV；ｴﾝﾄﾞﾗｲﾝ [μF] 50Hz／60Hz；電流計 [A] 0.2 / 0.9 / 15 / — / 3 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 5 / 5 0.4 / 1.6 / 15 / — / 15 / 3 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 5 / 5 0.75 / 2.4 / 15 / — / 15 / 5 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 7.5 / 5 1.5 / 4 / 15 / — / 15 / 5 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 10 / 7.5 2.2 / 5.5 / 20 / — / 15 / 10 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 15 / 10 3.7 / 8.7 / 30 / — / 15 / 10 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 20 / 15 5.5 / 13 / 40 / 30 / 30 / 15 / 2.0 / 2.0 / 2.0 / 25 / 20 7.5 / 17 / 75 / 40 / 30 / 20 / 2.0 / 3.5 / 2.0 / 40 / 25 11 / 24 / 100 / 60 / 50 / 30 / 3.5 / 5.5 / 2.0 / 50 / 40 15 / 32 / 125 / 75 / 60 / 30 / 3.5 / 5.5 / 2.0 / 75 / 50 18.5 / 39 / 125 / 100 / 75 / 60 / 3.5 / 5.5 / 2.0 / 75 / 75 22 / 46 / 125 / 100 / 100 / 60 / 8.0 / 14 / 2.0 / 100 / 75 30 / 62 / 125 / 150 / 125 / 60 / 8.0 / 14 / 2.0 / 125 / 100 37 / 76 / 150 / 175 / 125 / 100 / 8.0 / 14 / 3.5 / 150 / 125 45 / 95 / 200 / 225 / 150 / 100 / 8.0 / 14 / 3.5 / 200 / 150 55 / 115 / 225 / 300 / 175 / 150 / 14 / 22 / 5.5 / 250 / 200 75 / 155 / 300 / 350 / 225 / 150 / 14 / 22 / 8.0 / 300 / 250 90 / 180 / 350 / 400 / 300 / 200 / 22 / 38 / 8.0 / 300 / 250 110 / 220 / 450 / 500 / 350 / 250 / 22 / 38 / 8.0 / 397 / 300

項目	特記事項
23　接地線	接地線の材料は下記による。なお、接地棒ＥＢ(14φ)の長さは 1,500mm 以上とし、10φは W=30 L=900mm 以上、14φは、W=40 L=1,200mm 以上として差し支えない。 接地の種類／記号／接地抵抗値／接地線（参考） ・ 共同接地／$E_{AA,A,S}$／Ω以下／ＥＢ（14φ）×３巻一 組 ・ 共同接地／$E_{AA,A,S}$／10Ω以下／ＥＢ（14φ）×３巻一３組 ・ Ａ種／E_A／10Ω以下／ＥＢ（14φ）×３巻一２組 ・ Ｂ種／E_B／Ω以下／ＥＢ（14φ）×３巻一２組 ・ Ｄ種／E_D／100Ω以下／ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1,000mm） ・ Ｃ種／E_C／10Ω以下／ＥＢ（14φ）×３巻一２組 ・ 高圧避雷器用／E_{LD}／10Ω以下／ＥＢ（14φ）×３巻一３組 ・ 低圧避雷器用／E_{LL}／10Ω以下／ＥＢ（14φ）×３巻一２組 ・ 構造体接地 ・ 交換機用／E_1／10Ω以下／ＥＢ（14φ）×３巻一３組 ・ 通信用／E_{IN}／10Ω以下／ＥＢ（14φ）×３巻一３組 ・ 通信用／E_{IN}／100Ω以下／ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1,000mm） ・ 電話引込口の保安器用／E_{TL}／100Ω以下／ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1,000mm） ・ 測定用／E_3／／ＥＢ（10φ）×１（Ｌ=1,000mm）
24　天井仕上げ表示	図面において、室名に（ ）を付したものは直天井を示し、それ以外は二重天井の部屋を示す。
㉕ 取付高さ	盤付、盤掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。 名称／測点／取付高さ [mm] ブラケット（一般）／床上 ～ 中心／2,100 〃　（廊下）／〃／2,500 〃　（壁上）／壁上端 ～ 中心／150 スイッチ　（一般）／床上 ～ 中心／1,200 〃　（多機能便所用）／〃／1,200 自閉スイッチ　（廊下、長机用等）／〃／1,800 ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）／〃／300 〃　（和室）／〃／150 〃　（台上）／台上 ～ 中心／150 コンセント（土間）／床上 ～ 中心／800 ～ 1,300 コンセント（電動車いす充電用）／〃／900 引込開閉器箱（低圧）／床上 ～ 上端／1,500 分電盤、制御盤、実験盤／床上 ～ 中心／1,500（上端1,900以下） 開閉器箱／〃／1,500 電磁開閉器用押しボタン／〃／1,200 接地用端子箱／地上、床上 ～ 中心／500 試験用接続端子箱／床上 ～ 下端／800 接地線電線管／地上 ～ 中心／600 換気ボックス／地上 ～ 換気口／1,000 室内端子盤（廊下・室内）／床上 ～ 下端／300 中間端子盤（ＥＰＳ・電気室）／床上 ～ 中心／1,500 壁付電話器／〃／1,300 親時計／〃／1,500（上端1,900以下） 子時計、スピーカ／〃／（天井高）×0.9 アッチネータ／〃／1,200 表示盤／〃／（天井高）×0.9 発信器（出退表示用）／〃／1,200 外部受付用インターホン（子機）／〃／標準図による 壁付インターホン　（上記以外）／〃／1,100 呼出ボタン（多機能便所用）／〃／900 信号ボタン（　〃　）／〃／1,300 扉下表示灯（　〃　）／〃／2,000 テレビ共同受信設備／天井下 ～ 上端／200 火報受信盤（複合盤）／床上 ～ 操作部／800 ～ 1,500 測定盤／床上 ～ 中心／1,500 機器収容箱（火災報知設備）／〃／800 ～ 1,500 発信機／〃／800 ～ 1,500 警報ベル／〃／（天井高）×0.9 表示灯（火災報知設備）／〃／（天井高）×0.8 遠隔制御器（自動閉鎖）／〃／1,500 ガス漏れ検知器（電ガス）／〃／300 ガス漏れ検知器（都ガス）／天井面 ～ 中心／（天井高）－200 （参考）天井面を基準とする取付高は、天井高さが 2,500mm から 3,000mm の場合に適用する。天井高さが 3,000mm 以上の場合及び機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。
26　他工事又は他工種との取り合い	工事区分表による。　ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い－27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和4年度公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名称	建築電気設備　特記仕様書１		
縮尺	1/NO	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-1

項　目	特　記　事　項
27 工事用電力、水等	○本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への 諸手続等に要する費用は、受注者の負担とする。 ・市支給とする。ただし、構内既存設備より利用可能な範囲に限る。
28 産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により 生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、管年度に産業廃棄物税納税証 明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができ る。
29 工事の保険	○建設工事保険　（管理財物担保特約に加入）（保険証券の写しを提出） ○ 請負業者賠償責任保険（保険証券の写しを提出） 加入期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
30 建設共済等	下記の制度について加入すること。 ○ 法定外労災補償制度　　（加入証明書を提出） 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額（消費税含む）の0.5/1000 以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理 由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。
31 工事実績情報の登録	工事請負代金額500万円以上の工事は、工事実績情報（CORINS）の登録手続き を行うこと。
32 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。 下請契約締結日より、10日以内に提出すること。変更時も同様とする。 なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。
33 監督職員事務所	○設けない　　・設ける
34 完成時の提出図書	監督職員の指示により下記のものを提出する。 ○ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ○ 完成図　ＣＡＤデータ　ＰＤＦデータ（ＣＤ－Ｒ） ○ 完成図　（Ａ４版に製本したもの） ・ 完成図　（原図サイズで機械設備図と併せて二つ折り製本したもの）　２　部 ○ 保全に関する資料等　（２）部 ○ 工事写真（紙、ＣＤ－Ｒ）
35 発生材の処理	・引渡しを要するもの ○引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニュフェスト）確認表を作成し、監督員にＡ票及びＤ票も しくはＥ票の確認を受けるものとする。 ・特別管理産業廃棄物 （ＰＣＢ使用機器　　） ＰＣＢ使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・再使用又は再資源化を図るもの
36 工事記録	工事記録は以下のように行うこと。 ○工事写真 工程写真 埋設部、いんぺい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさで A4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に 提出すること。
37 鋼製電線管	特記なき鋼製電線管(19,25,･･･75)の表示は全て薄鋼電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線 管(E19,E25,･･･E75)を使用してもよい。
38 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、 1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入す る。
39 再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定のうえ、取り付ける。 ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
40 タンブラスイッチ	タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。
41 配線器具等	配線器具(ｽｲｯﾁ,ｺﾝｾﾝﾄ他)の現場納り等による仕様、数量については 監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
42 機器仕様	使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の 承諾を得れば、可とする。
43 合成樹脂管配線	合成樹脂製可とする電線管及び付属品は、ＰＦ管（単層管）の波付管 以上を使用する。
44 位置ボックス	位置ボックスで金属製を使用する場合、電力用には接地を施す。
45 最上階の埋込配管	最上階のスラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。
46 既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。
47 自家発電設備の 配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等 は、監督員の承諾を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。
48 地中配線の埋設深さ等	埋設深さは原則0.6m以上とし、それにより難い場合は監督員と 協議し決定すること。 地中配管に埋設標識シート（2倍）を ・設ける　　・設けない
49 施工条件	電気設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要のある場合は、 予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、 場合によっては停電計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、 施設の運営に支障を来たさないよう特に注意する。 1.施工可能日　　・土、日曜日、祝日施工有り　・指定なし ○その他　（市に許可された日） 2.施工可能時間帯　○指定有り（市に許可された時間）　・指定なし ○高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はﾌﾙﾊｰﾈｽ型を使用すること。
50 地中配線の埋設標	構内経路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は 次による。 ・鉄製（　箇所）　　・ｺﾝｸﾘｰﾄ製（　箇所）
51 資材購入及び下請業者の 選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際し ては、できる限り市内業者を優先させること。
52 一般照明の照度測定	一般照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。
53 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する ものとする。

項　目	・　アスベスト含有物の取り扱い
1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が 石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する 記述上の指針）を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 ・石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 ・事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の掲示を行うこと。 ・アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 ・アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。
2 アスベスト含有建材 の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理　・行う　・行わない　[9.1.1] アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理　・行う　・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ　・行う　・行わない 施工箇所及び工法　※図示
3 アスベストの含有調査	分析による確認　・行う（下表による）　・行わない 材　料　名 ｜ 調査方法 ｜ 1材料あたりの試料数 ※定性分析(3　・　)　※定量分析(※3　・　) ※定性分析(3　・　)　※定量分析(※3　・　) ※定性分析(3　・　)　※定量分析(※3　・　)
4 アスベスト含有吹付 け材の除去	アスベスト含有吹付材の有無　・有　・無　[9.1.3] 除去吹付材（　　）含有場所（　　） 吹付けアスベストの施工数量調査　※行う アスベスト粉じん濃度測定　※行う 表9.1.1　アスベスト粉じん濃度測定 測定時期 ｜ 測定名称 ｜ 測　定　場　所 ｜ 測　定　点　（各施工箇所ごと） ｜ 備考 処理作業前 ｜ 測定１ ｜ 処理作業室内 ｜ 各２点又は３点 ｜ (注)１ 処理作業前 ｜ 測定２ ｜ 施行区画周辺又は、敷地境界 ｜ 計２点 ｜ 大気 処理作業中 ｜ 測定３ ｜ 処理作業室内 ｜ 各２点又は３点 ｜ (注)１ 処理作業中 ｜ 測定４ ｜ ｾｷﾘﾃｨｰﾌﾞ入口 ｜ 1点 ｜ 空気の流れを確認 処理作業中 ｜ 測定５ ｜ 集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合） ｜ 1点 ｜ (注)２ 処理作業中 ｜ 測定６ ｜ 施行区画周辺又は、敷地境界 ｜ ４方向各１点 ｜ － 処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前） ｜ 測定７ ｜ 処理作業室内 ｜ 各２点又は３点 ｜ (注)１ 処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前） ｜ 測定８ ｜ 施行区画周辺又は、敷地境界 ｜ ４方向各１点 ｜ 大気 (注)１．各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは２点、300㎡以下までは３点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 (注)２．集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2　アスベスト粉じん濃度測定方法 測　定　3 ｜ 測定1，2，4，6，7，8 ｜ 測　定　5 計数機器 ｜ 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 ｜ 25mm ｜ 47mm 試料の吸引流量 ｜ 1l/min ｜ 51/min ｜ 101/min 試料の吸引時間 ｜ 5 min ｜ 120 min ｜ 210 min 試料の透明化 ｜ アセトンートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件 ｜ 総アスベスト繊維数 ｜ 200本又は視野数50視野 計数アスベスト ｜ 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３：１以上 定量限界 ｜ 50 f/l ｜ 0.5 f/l ｜ 0.3 f/l 作業場の隔離　※行う 除去工法 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で 埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は 環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
5 アスベスト含有仕上 塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　・無 除去仕上塗材（　　）含有場所（　　） 撤去の範囲　・全面撤去　・図示による 除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする） ・水洗い工法　・手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法　・集じん装置付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法 **・剥離材併用超音波ケレン工法　・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法** 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 除去工法の試験施工　・行う　※行わない 作業場の隔離及び養生 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 ・隔離養生不要　・隔離養生必要(負圧不要)・その他（　　） 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
6 アスベスト含有保温 材等の除去	アスベスト含有保温材の有無　・有　・無　[9.1.4] 除去保温材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う
7 アスベスト含有成形 板の除去	アスベスト含有成形板の有無　・有　・無　[9.1.5] 除去成形板（　　）含有場所（　　） 作業場の区画　・行う　・行わない 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で埋立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で 埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は 環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
8 アスベスト含有配管 接続部シール材の除去	アスベスト含有シール材の有無　・有　・無 除去シール材（　　）含有場所（　　） 作業場の隔離　・行う　・行わない 除去工法 湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。 処分方法　・埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
9 特記事項	※本工事に配置管理させる者（有資格者） ※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者） 又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（３）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

＜煙草に関する事項＞

学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。

＜現場代理人に関する事項＞

工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。

＜陸時検査＞

設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第８条第６項の規程により発注者が陸時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受験すること。

個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるようＺの従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及びＺの従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、Ｚの従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又はＺの作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲はＺに必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及びＺの従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及びＺの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及びＺの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及びＺは、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定める ほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

(2)　電子媒体　　データ完全消去ツールにより無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又はＺの従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

事業名	令和4年度公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名　称	建築電気設備　特記仕様書２		
縮尺	1/NO	設計年月	令和　年　月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-2

改 修 前

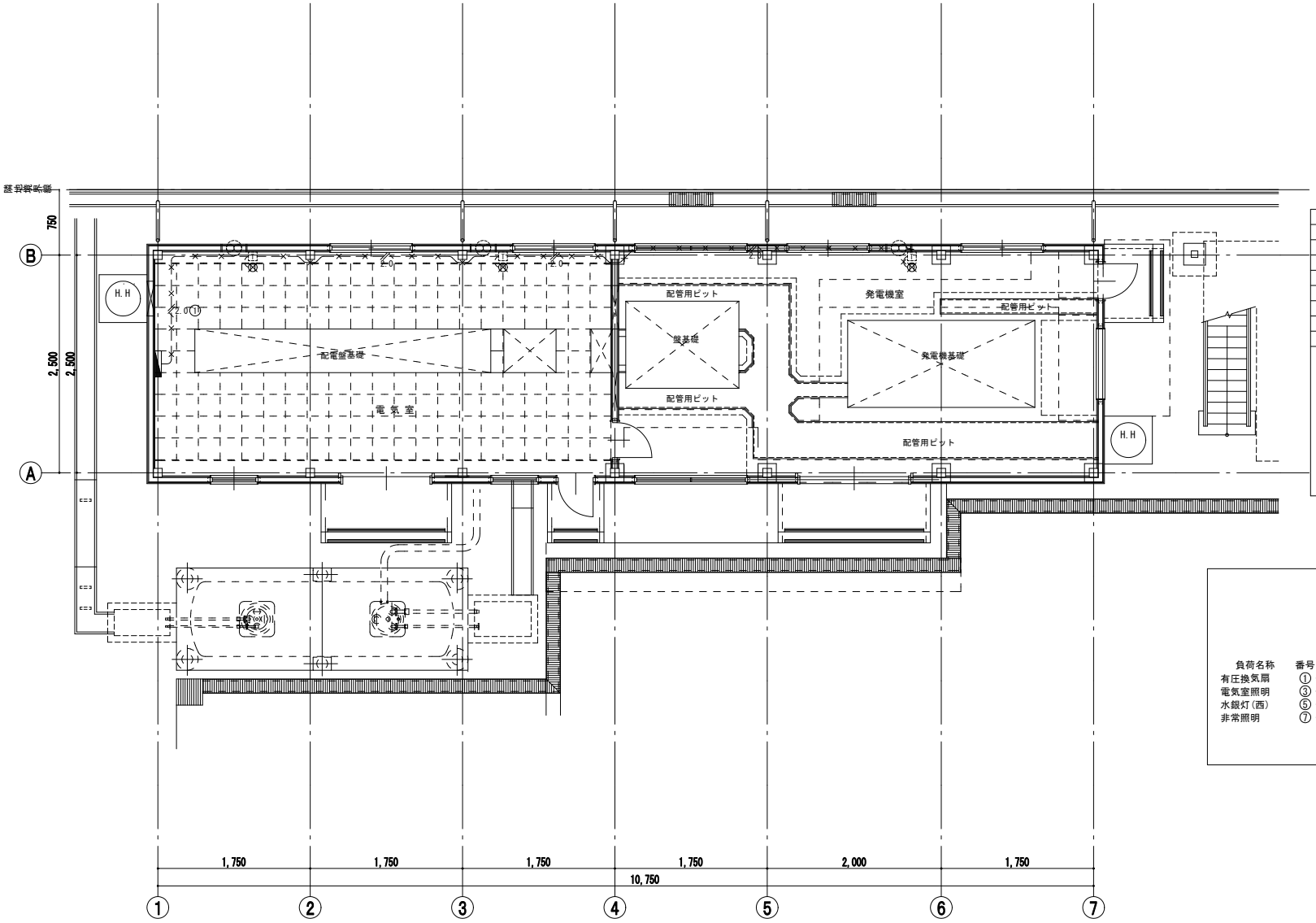

改修前 1階平面図　　1：50

凡 例

記 号	名 称
	分電盤
	埋込コンセント 2P15A(接地極付)×1　新金属プレート付
	温度スイッチ(建築機械設備)
	有圧換気扇　(建築機械設備)
	中継ボックス
	配管配線(床隠蔽)
	配管配線(隠蔽)

×　撤去を示す。　ただし、打込配管は配線のみ撤去とする。

※埋込コンセント、温度スイッチを撤去した後、埋込ボックスにカバープレートを取付すること。

配管配線凡例

VVF1.6-3C　1C=E　(C25)
VVF2.0-3C　1C=E　(C25)
IV1.6×2　E1.6　(C19)
IV2.0×2　E2.0　(C19)

分電盤結線図

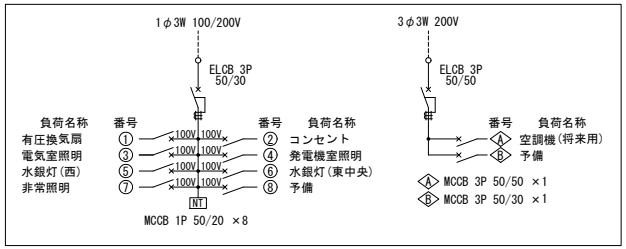

N

事 業 名	令和4年度公共下水道事業		
工 事 名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名 称	電灯設備 改修前 平面図		
縮 尺	1/50	設計年月	令和　年　月
工 種		設 計 者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-3

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い―27）第7016号
一級建築士登録　第247519号　管理建築士　秋田豊

改修後

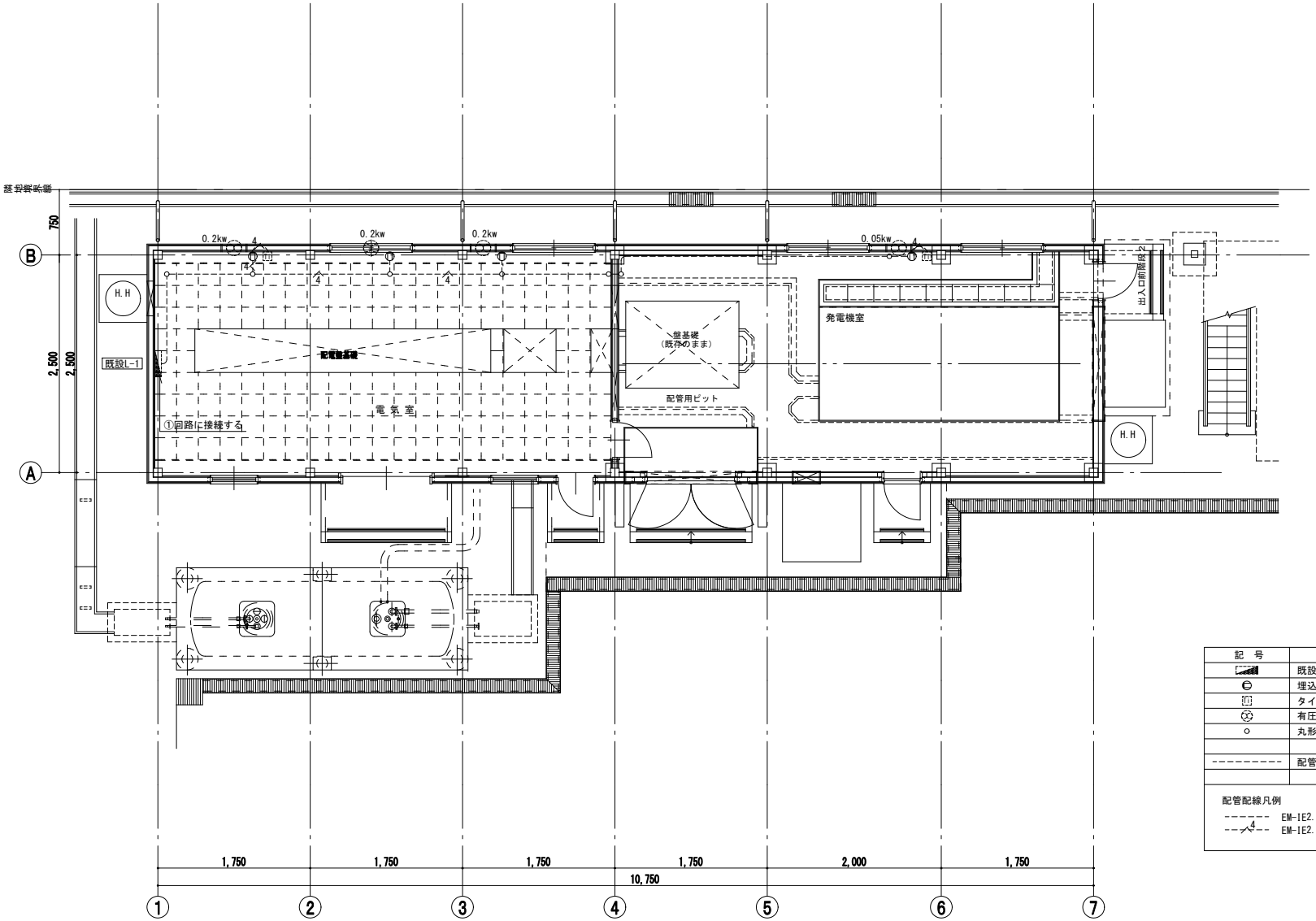

改修後 1階平面図　　1：50

凡 例

記 号	名 称
	既設分電盤
	埋込コンセント 2P15A(接地極付)×1 新金属プレート付
	タイマー付温度湿度スイッチ 100V15A(建築機械設備)
	有圧換気扇 (建築機械設備)
○	丸形露出ボックス
----------	配管配線(露出)

配管配線凡例

EM-IE2.0×2 E1.6 (E19)

EM-IE2.0×4 E1.6 (E25)

事業名	令和4年度公共下水道事業		
工事名	朝日町ポンプ場自家発電機設備更新工事		
工事場所	四日市市西末広町地内		
名称	電灯設備 改修後 平面図		
縮尺	1/50	設計年月	令和 年 月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-4

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（い一27）第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊